

# 徳島県環境白書

～令和7(2025)年度～



徳 島 県

## データ・指標編

### 1 GX とくしま

#### (1) クリーンエネルギーの最大限導入

##### ① クリーンエネルギー導入目標

SDGs やパリ協定に沿った世界各国の脱炭素化への取組みの加速、我が国でのクリーンエネルギーの主力電源化など、クリーンエネルギーを取り巻く急激な情勢の変化に対応するため、令和6年3月、新たに「徳島県GX推進計画」を策定し、クリーンエネルギーによる電力自給率70%の目標設定をしました。

この目標の達成に向けて、産学官金が連携し、クリーンエネルギー導入を着実に推進していきます。

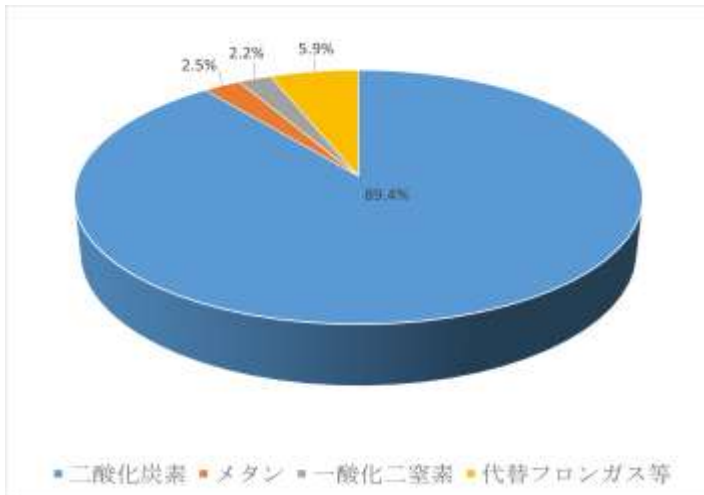


## (2) 脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換

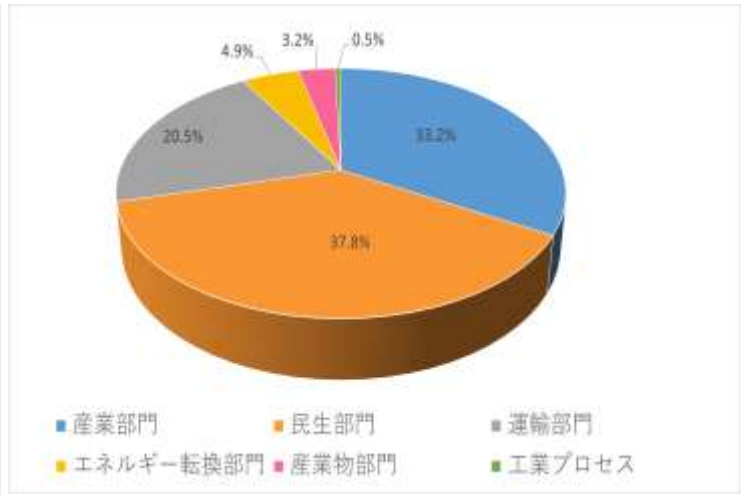
### ①温室効果ガス・二酸化炭素排出量の内訳

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働問題や停止による「全国的なエネルギー不足の発生」、エネルギー確保のための「火力発電所の増出力」などによるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の増加が及ぼす地球環境への影響が懸念されています。また、世界的にも IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書では、「人間活動」を温暖化の主要な要因としており、このままでは平均気温・海水面の上昇、さらに異常気象の頻発化が危惧されると、地球温暖化対策は世界共通の課題となっています。

温室効果ガス排出量の内訳（2022年度）



二酸化炭素排出量の内訳（2022年度）



民生部門…家庭系（一般家庭）、事業系（オフィス等）  
運輸部門…自動車、鉄道、船舶、航空機  
産業物部門…廃棄物の焼却  
エネルギー転換部門…電気事業とガス事業の自家消費  
工業プロセス…生石灰製造工程等  
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

②「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（愛称：すだちくん未来の地球条例）」  
 (H29年1月施行)

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的としています。

- 家庭生活、事業活動等に係る気候変動対策
- 再生可能エネルギーの利用等による気候変動対策
- 各種計画書の義務づけ など

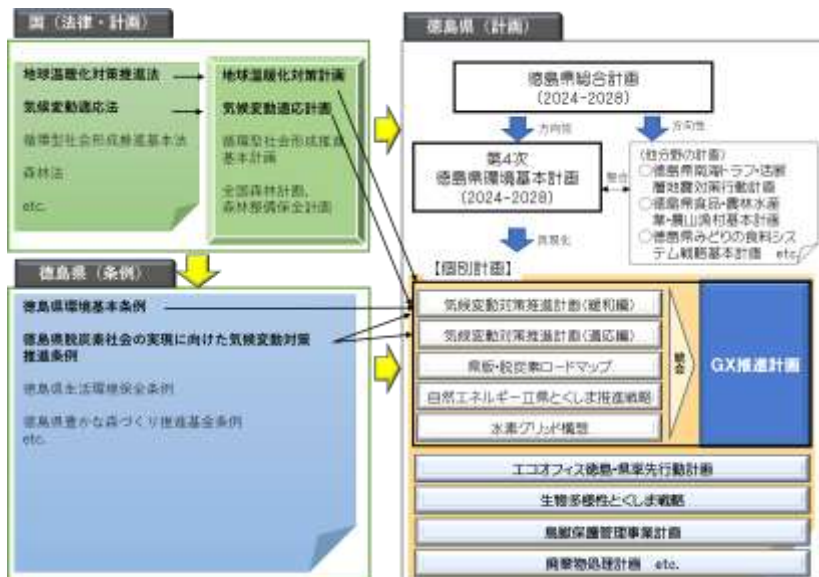
**条例の構成**

- 第1章 総 則
- 第2章 気候変動対策に関する基本方針等
- 第3章 気候変動の緩和に係る対策
  - 1 県民生活に係る対策
  - 2 再生可能エネルギー等に係る対策
  - 3 森林等による吸収作用の保全等に係る対策
  - 4 フロン類の排出の抑制等に係る対策
- 第4章 気候変動への適応に係る対策
  - 1 気候変動への適応に関する基本的施策
  - 2 県民等の理解の促進等及び調査研究
- 第5章 環境教育等の推進
- 第6章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等
- 第7章 雑則
- 第8章 罰則

③徳島県GX推進計画（令和6年3月策定）

地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、国が策定した「地球温暖化対策計画」に即して、本県の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

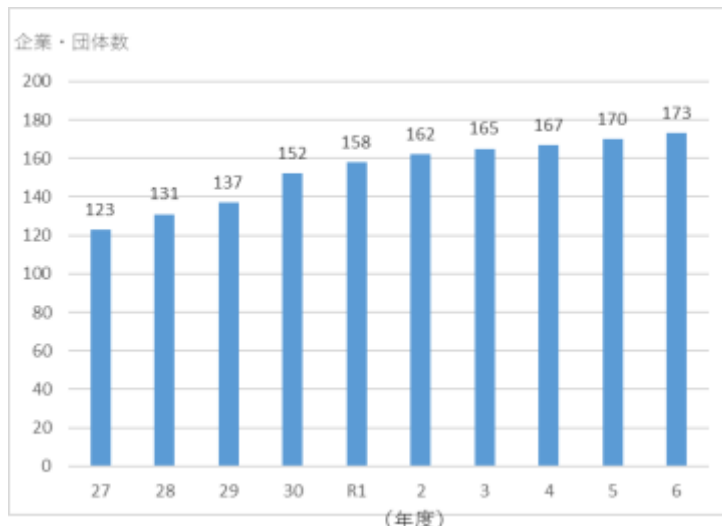
また、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」第8条に基づく「基本方針」や、「徳島県環境基本条例」第27条に基づく「行動指針」、気候変動適応法第12条に定める「地域気候変動適応計画」等としても位置づけます。



#### ④とくしま協働の森づくり参画企業・団体数の推移

県民・企業・団体による「とくしま協働の森づくり事業」により、森林づくり活動を通じた環境保全や気候変動対策への意識の醸成に取り組んでいます。

とくしま協働の森づくり参画企業・団体数



#### ⑤温室効果ガス総排出量の目標及び実績数値

環境に配慮した事業活動を行うことで市町村・事業者の同様な行動を誘発することが期待できるとの認識のもと、自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた具体的な取組み・目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」（第1次計画：平成8年9月、第2次計画：平成12年8月、第3次計画：平成17年4月、第4次計画：平成22年3月、第5次計画：平成27年3月、第6次計画：令和2年3月、第7次計画：令和6年3月）を策定・推進しています。

基準年度実績 (H25)	実績数値		基準年比	R10 年度目標
49,325 t-CO <sub>2</sub>	R6	26,894-CO <sub>2</sub>	-45.5%	基準年度から50%削減

(注)

- 1 温室効果ガス総排出量は、県の事務・事業に伴う電気や燃料使用量に係る二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）の各排出量に、温暖化係数を乗じて算定。
- 2 電気使用量の排出係数は、基準年度は平成25年度の四国電力株式会社の基礎排出係数0.699を使用し、R6実績は同社の基礎排出係数0.464を使用。

⑥第7次計画の重点的な取組項目の目標及び実績数値

取組項目	基準年度実績	R6 実績	基準年度比	R10 目標
太陽光発電の導入	2021 年度 42%	67.5%	-	設置可能な県有施設の 80%に太陽光発電設備を設置する。(2030 年度目標)
LED 照明の導入	-	20%	-	既存設備を含めた LED 照明の導入割合 100%とする。
電動車の導入	2023 年度 100% (4.8%)	100% (13.3%)	-	県公用車の新規・更新における電動車 割合 100% (うちEV10%) ※ただし、代替可能な車両がない場合を除く。
用紙類使用量	9,541 万枚	7,879 万枚	-17.4%	2013 年度から 10%削減
上水道使用量	672 千 m <sup>3</sup>	493 千 m <sup>3</sup>	-26.6%	2013 年度から 20%削減
電気使用量	56,851 千 kWh	44,439 千 kWh	-21.8%	2013 年度から 5%削減
公用車の燃料使用量	1,285kL	789kl	-38.6%	2013 年度から 40%削減
エネルギー供給施設等の燃料使用量	1,824kL	858kl	-53.0%	2013 年度から 50%削減
再資源化率	89.6%	65.7%	-	資源ごみの再資源化率を 100%とします。

(注)

- 1 用紙類使用量は、プリンタ(コピー用紙等を含む)用紙及び罫紙・立案用紙の量。
- 2 公用車の燃料使用量には、船舶及びヘリコプターの燃料使用量は含まない。
- 3 エネルギー供給施設等の燃料使用量は、ボイラーやガス機器等に使用する重油やガスなどの使用量。
- 4 再資源化率は、廃棄物中資源ごみ量のうち、再資源化された割合。

(その他の環境負荷低減に関する個別目標)

取組項目	R10 目標
県有施設の ZEB 化	県有施設の新築・改築事業について率先的に ZEB を導入する。
再生可能エネルギー電力の調達	可能な限り再生可能エネルギー電力の調達に努める。

## ⑦令和6年度環境物品等の調達実績の概要

徳島県グリーン調達等推進方針に基づく令和6年度の調達実績については、13分野で目標を達成した一方、価格や規格等の理由から目標を達成できなかった分野もありました。

分野	調達目標	調達率
紙類	100%	100%
文具類	100%	98%
オフィス家具等	100%	98%
OA機器	100%	100%
家電製品	100%	100%
エアコンディショナー等	100%	100%
温水器等	100%	100%
照明	100%	100%
自動車(※1)	100%	100%
消火器	100%	100%
制服・作業服	100%	76%
インテリア・寝装寝具	100%	98%
作業手袋	100%	98%
その他繊維製品	100%	100%
設備(※2)	100%	100%
役務	100%	100%
防災備蓄用品	100%	100%
移動電話	100%	100%
ごみ袋等	100%	97%

(※1) 自動車のほか ITS 対応車載器、タイヤ、エンジン油を含む。

(※2) 太陽光発電システム、節水機器、日射調整フィルムの導入

## (3) 気候変動への「適応」の展開

### ①徳島県治水及び利水等流域における水管理条例

(愛称：未来へ紡ぐ"OUR(あわ)の水"管理条例) (平成29年4月施行)

地球温暖化に伴う気候変動等により、今後発生が懸念される深刻な洪水や渇水だけでなく、流域の水に関する諸問題に対応するため、平成29年4月から「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」を施行しています。

### ②とくしま流域水管理計画(平成30年12月策定)

条例に基づき、水管理の基本となる様々な施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に示す5つの柱(治水、利水、水循環及び環境、災害対応、水教育)による施策を盛り込み、県の全域における30年先の将来像を描いた水管理の「羅針盤」となる「とくしま流域水管理計画」を平成30年12月に策定しました。

### ③流域水管理行動計画

「とくしま流域水管理計画」に示す将来像「永久に続く、夢と希望が膨らむ『OUR（あわ）の水』社会」の実現に向け、流域単位で実施すべき具体的な取組や各々の役割分担を明確にする「流域水管理行動計画」の策定を進めています。

策定	計画名
令和元年度	大谷川流域水管理行動計画（鳴門市大麻町）
令和2年度	那賀川（仁宇・阿井）流域水管理行動計画（那賀郡那賀町）
	正法寺川流域水管理行動計画（板野郡藍住町）
令和3年度	広岡川流域水管理行動計画（海部郡海陽町）
令和4年度	明連川流域水管理行動計画（美馬市穴吹町）
	坂本川流域水管理行動計画（勝浦郡勝浦町）
令和5年度	河内谷川流域水管理行動計画（三好市三野町）
令和6年度	勝浦川（福川）流域水管理行動計画（勝浦郡上勝町）
	母川流域水管理行動計画（海部郡海陽町）

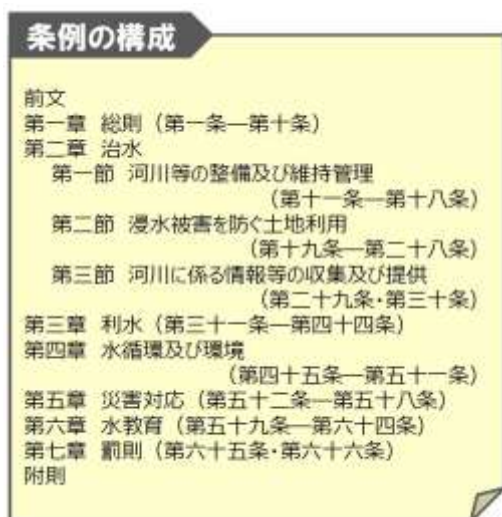


図 条例の構成



図 計画の体系

### ④高温耐性水稻品種「あきさかり」の作付面積の実績数値

水稻の登熟期の高温化により、コメの内部が白く濁る「白未熟粒」が発生しているため、高温による品質低下が少ない良食味な水稻品種「あきさかり」の導入を推進しました。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
作付面積 (ha)	474	980	1,740	2,560	2,830	2,720	2,716	2,732

## ⑤気候変動への適応に関する活動

気候変動適応に関する情報収集・提供や、研究機関等と連携した取組み等を通じ、県民に積極的に気候変動適応の普及啓発を行いました。

年度	実施内容
H28	・今後の気候変動より、今まで以上に県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されることから、できる限りリスクを低減するため、地域ごとの特性を踏まえた「気候変動適応戦略」を策定。
H29	・地域における気候変動の影響や対策について考えるワークショップを、環境省・中国四国地方環境事務所と共に開催。
H30	・気候変動の影響に適応できる農林水産業の新品種開発に取り組む現場を紹介するバスツアーを開催。 ・適応策をわかりやすく紹介したパネル展の展示の実施。
R元	・気候変動適応プラットフォーム（ホームページ）を構築し、適応策についての様々な情報を一元的に発信。 ・適応策普及啓発用の小冊子やしおりの作成。
R2	・気候変動対策推進計画（適応編）を策定し、緩和策との両輪で、県民総活躍による気候変動対策を推進。 ・オンラインを活用した適応策普及啓発の推進。
R3	・徳島県気候変動適応推進員等が気候変動に係る現場取材し、適応策事例として徳島県気候変動適応センターホームページで発信

## 2 好循環とくしま

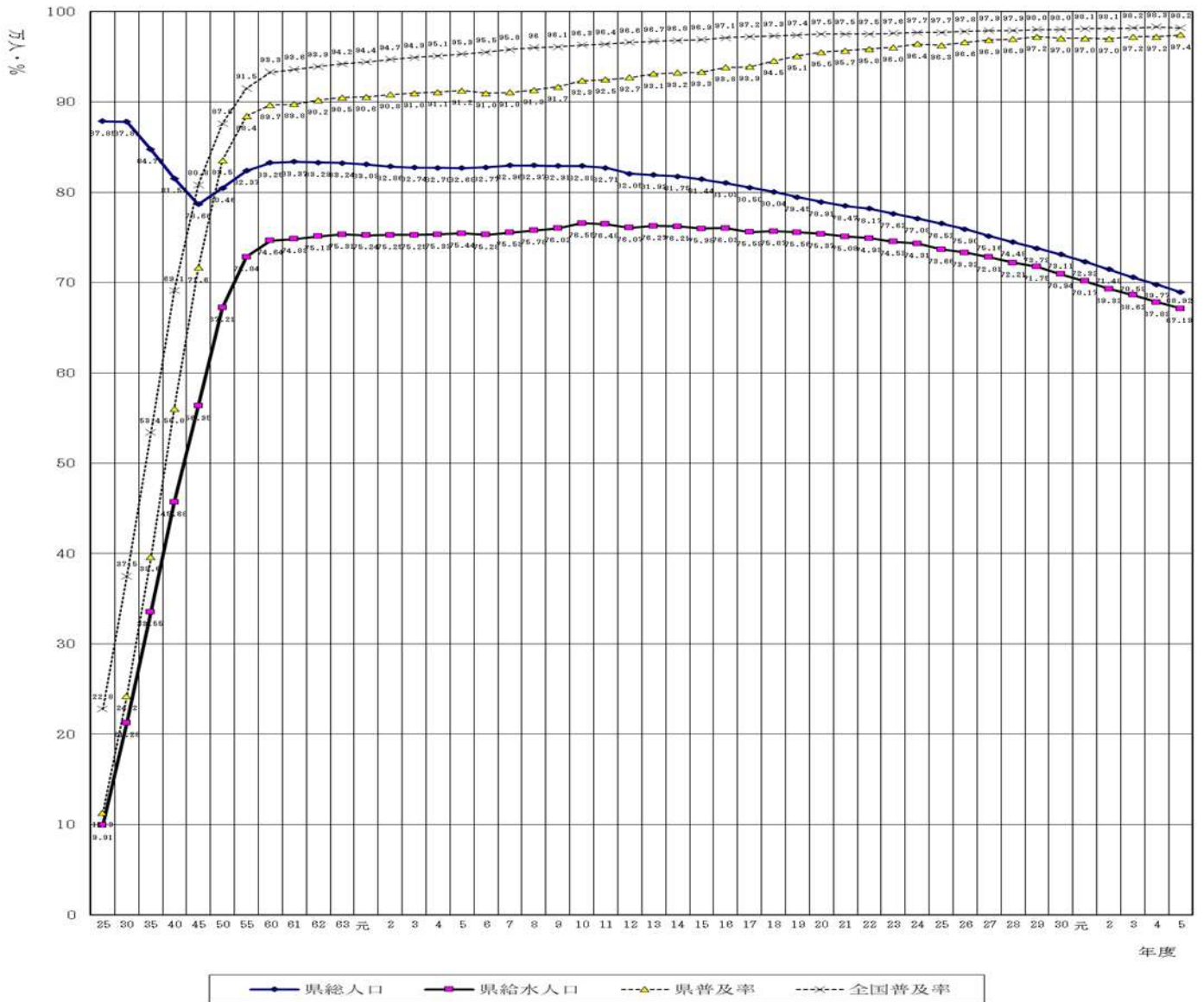
### (1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全

#### ○水資源

##### ①給水人口及び普及率推移曲線

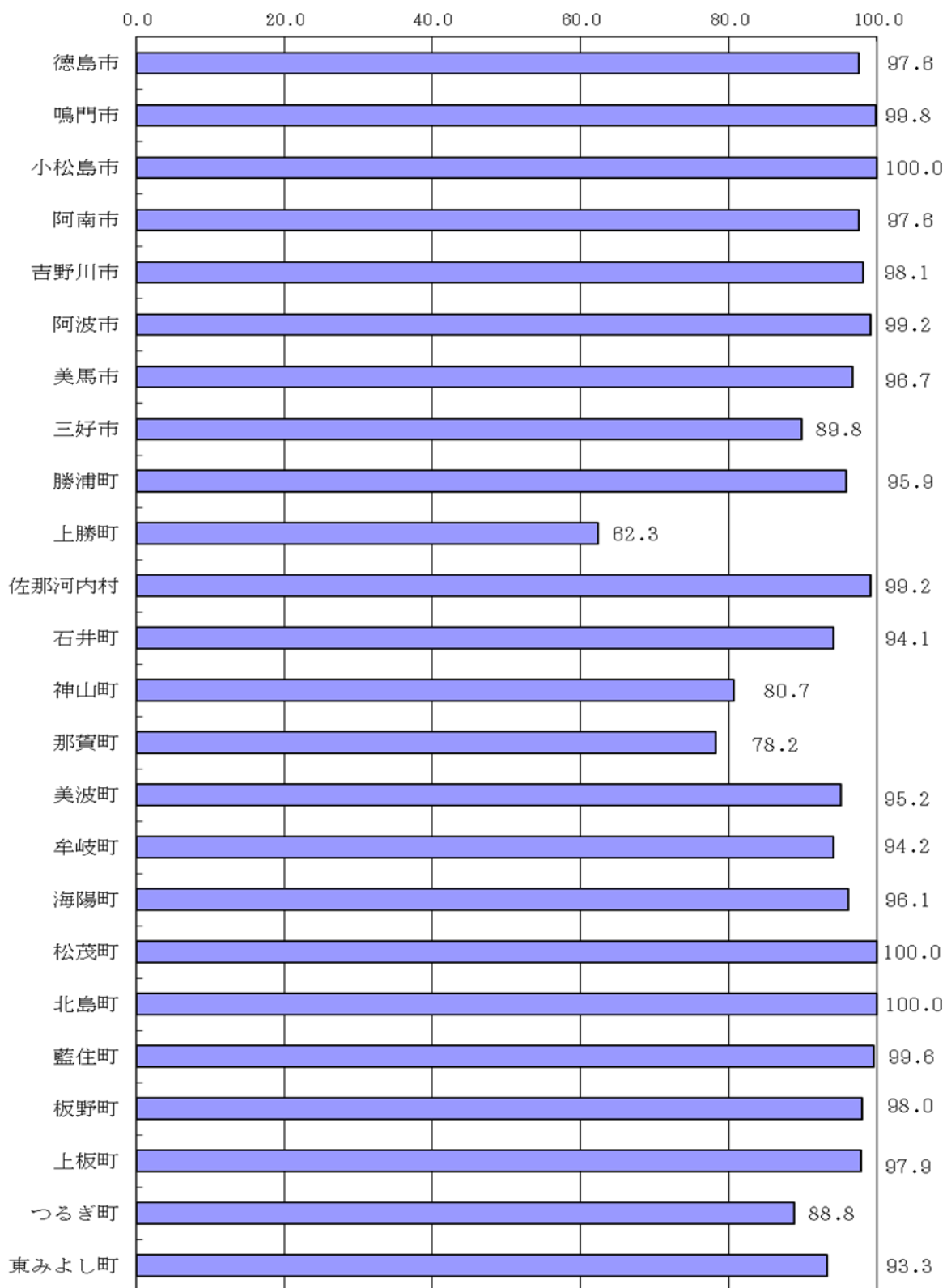
本県の水道普及状況は、昭和 50 年以降伸びが鈍化しており、最近ではわずかな増加となり、令和 5 年度末現在、普及率 97.4%に達しています。

市町村別普及率は、平坦部の市町村は普及率が高くなっています。



②市町村別水道普及率

県平均 97.4% (令和6年3月31日現在)



### ③近年における徳島県渇水対策本部の設置実績

地下水と河川からの表流水については、水道水のみならず、農業・工業用水としても活用されており、本県の産業にとってなくてはならないものとなっていますが、本県では、降水量の多い時期が偏っている上、地形が急峻であるなど、水利用について厳しい条件を有していることから、たびたび渇水に見舞われています。渇水によって、生活や経済活動に被害が生じる恐れがある場合、渇水対策本部を設置し、関係機関と連携して、渇水に関する情報の交換や対策の調整等を図り、節水に関する啓発や緊急用水の確保などの取組を行っています。

表 近年における徳島県渇水対策本部の設置実績

年 度	設 置 期 間
平成 21 年度	H21.5.29～H21.8.10 (74 日間)
平成 23 年度	H23.4.15～H23.5.14 (30 日間)
平成 25 年度	H25.5.21～H25.6.26 (37 日間) H25.8.7～H25.9.4 (29 日間)
平成 26 年度	H26.4.28～H26.5.23 (26 日間)
平成 28 年度	H28.8.23～H28.9.21 (30 日間)
平成 29 年度	H29.4.4～H29.9.19 (169 日間)
令和元年度	H31.4.16～R1.9.22 (160 日間)
令和3年度～4年度	R4.3.4～R4.9.20 (201 日間)
令和7年度	R8.1.23～現在設置中

### ④令和6年の赤潮発生状況

本県沿岸における赤潮の発生件数については、平成元年以降概ね年間10件未満の低い水準にあります。令和6年の赤潮発生件数は5件、発生海域別では播磨灘海域で4件、紀伊水道海域で1件でした。

番号	発生期間	日数	発生海域	赤潮構成種名	漁業被害	最高細胞数 (cells/mL)
1	3/19～3/26	8	小松島市和田島町沿岸	ユーカンピア ソディアクス	無	356
2	6/27～7/8	12	鳴門市北灘町沿岸	ノクチルカ シンチランス	無	4
3	7/16～7/22	7	鳴門市北灘町沿岸	ノクチルカ シンチランス	無	2
4	9/4～9/13	10	鳴門市ウチノ海	カレニア ミキモトイ	無	868
5	9/27～10/30	34	鳴門市ウチノ海	ヘテロカブサ サーキュラリスカーマ	有	1,525

### ⑤赤潮の発生件数及び被害件数の推移

年次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	2	2	2	4	2	3	7	5	5	1	8	5	3	6	5
被害件数	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	2	3	0	1	1

### ⑥令和6年度末 汚水処理人口普及状況

令和6年度末の汚水処理施設の人口普及率は、全国平均の93.7に対して、本県は69.6となっています。なお、市町村別の普及状況は、佐那河内村が96.2と最も整備が進んでおり、次いで徳島市86.4、松茂町81.3の順になっています。

処理施設名	全 国		徳 島 県		備 考
	普及人口 (千人)	普及率 (%)	普及人口 (千人)	普及率 (%)	
下水道	101,397	81.8	137	19.6	
農業集落排水施設等	2,835	2.3	19	2.7	漁集・林集を含む
合併処理浄化槽	11,746	9.5	325	46.8	
コミュニティ・プラント	148	0.1	3	0.5	
計	116,126	93.7	484	69.6	
総人口	123,964		696		

(注) 四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

⑦令和6年度末 市町村別 汚水処理人口普及状況

市町村名	住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理施設		下 水 道		農業集落排水等		合併処理浄化槽		コミュニティ・プラント	
		処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人 口 (人)	普及 率 (%)
1 徳島市	243,480	210,317	86.4	75,514	31.0	0	0	134,803	55.4	0	0
2 鳴門市	52,889	28,372	53.6	6,375	12.1	0	0	21,680	41.0	317	0.6
3 小松島市	34,213	15,073	44.1	0	0	0	0	15,073	44.1	0	0
4 阿南市	67,468	33,320	49.4	4,602	6.8	2,897	4.3	24,727	36.6	1,094	1.6
5 吉野川市	37,274	28,791	77.2	19,933	53.5	1,930	5.2	6,928	18.6	0	0
6 阿波市	33,908	22,294	65.7	0	0	2,049	6.0	20,245	59.7	0	0
7 美馬市	26,045	14,093	54.1	2,515	9.7	2,264	8.7	9,314	35.8	0	0
8 三好市	21,990	15,523	70.6	0	0	581	2.6	14,942	67.9	0	0
9 勝浦町	4,512	2,962	65.6	0	0	560	12.4	2,377	52.7	25	0.6
10 上勝町	1,311	722	55.1	0	0	0	0	722	55.1	0	0
11 佐那河内村	2,080	2,001	96.2	0	0	1,595	76.7	406	19.5	0	0
12 石井町	24,449	16,296	66.7	448	1.8	0	0	15,848	64.8	0	0
13 神山町	4,594	2,490	54.2	0	0	0	0	2,490	54.2	0	0
14 那賀町	6,932	5,067	73.1	0	0	2,643	38.1	2,424	35.0	0	0
15 牟岐町	3,383	2,068	61.1	0	0	0	0	2,068	61.1	0	0
16 美波町	5,653	2,899	51.3	1,121	19.8	203	3.6	1,575	27.9	0	0
17 海陽町	8,102	5,528	68.2	2,664	32.9	810	10.0	2,054	25.4	0	0
18 松茂町	14,286	11,619	81.3	4,990	34.9	1,606	11.2	4,280	30.0	743	5.2
19 北島町	23,604	14,952	63.3	4,341	18.4	0	0	9,384	39.8	1,227	5.2
20 藍住町	35,283	23,615	66.9	4,516	12.8	0	0	19,099	54.1	0	0
21 板野町	12,772	8,034	62.9	4,807	37.6	0	0	3,227	25.3	0	0
22 上板町	11,053	7,371	66.7	0	0	1,044	9.4	6,327	57.2	0	0
23 つるぎ町	7,294	3,970	54.4	1,889	25.9	407	5.6	1,674	23.0	0	0
24 東みよし町	13,106	6,553	50.0	2,809	21.4	0	0	3,744	28.6	0	0
徳島県 計	695,682	483,930	69.6	136,524	19.6	18,589	2.7	325,411	46.8	3,406	0.5

⑧水源かん養機能の保全のための保安林 (単位 : ha)

森林が持つ水源かん養機能の維持・向上を図るため、水源かん養保安林の指定拡充を行うなど、水源林の適切な保全・管理を推進しています。

事業名	令和5年度までの実績		令和6年度		保安林の 現況
	種別	面積	指定	解除	
保安林等整備管理 事業	水源かん養	99,870	118	—	99,988
	干害防備	230	—	—	230
	計	100,100	118	—	100,218

(注) 国有保安林の面積を合わせた数値

⑨水源かん養機能の保全のための治山事業

事業名	令和6年度	
	箇所	面積(ha)
保安林総合改良事業	7	58.5
流域保全総合治山事業	3	41.2
計	10	99.7

### ⑩令和5年度のみinnで水質汚濁を考える教室実施状況

家庭からの生活排水が河川の水質に及ぼす影響について講義や実習を通して学び、生活排水を身近な環境問題として意識づけることを目的として、小・中学生等を対象に「innで水質汚濁を考える教室」を実施しています。

対象		内容
鳴門市第一小学校	4年生 51人	川の役割や水辺環境についての講義、川の水や模擬生活排水の水質検査、実習

### ⑪令和6年度の汚水処理施設の普及啓発活動状況

下水道及び合併処理浄化槽の普及や適正な維持のための普及啓発活動を実施しています。

啓発項目	活動内容
街頭キャンペーン	「下水道の日」や「浄化槽の日」に量販店などでチラシ、啓発グッズ等を配布（6箇所）
出前講座 「汚水はどこへ」	小学生等を対象にした副読本を作成し、汚水処理のしくみや役割等についての講座を開催（25校）
汚水処理パネル展	県下各地で、汚水処理の「意義」や「大切さ」を啓発するパネル展の実施（5箇所）
コンクール	小・中学生を対象に、「浄化槽ポスターコンクール」及び「下水道標語コンクール」の実施

### ⑫下水道事業の実施状況

下水道は生活環境の改善や公共用水域の水質保全の役割をもつ基幹的な都市施設です。

#### a.公共下水道

事業主体	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	計画処理区域 (ha)	計画処理人口(人)	処理場計画			
						処理方式	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	流入水質 (BOD:mg/L)	放流水質 (BOD:mg/L)
徳島市	中央	S23	S37	993	60,000	回転生物接触	63,300	200	15以下
	北部	S23	H10	1,803	94,000	標準活性汚泥 + ステップ流入式2段硝化脱窒	64,700	200	15以下
鳴門市	旧吉野川	H13	H21	324	9,163	③流域下水道参照	-	-	-
阿南市	打樋川	H11	H22	676	17,200	オキシデーシオンディッチ	9,810	170	15以下
	平島	H6	-	277	6,650	オキシデーシオンディッチ	3,781	180	15以下
吉野川市	中央	S51	H4	<b>746</b>	<b>14,350</b>	オキシデーシオンディッチ	<b>6,460</b>	<b>188</b>	15以下
美波町	日和佐	H11	H16	76	1,800	嫌気好気ろ床	1,203	190	15以下
松茂町	旧吉野川	H13	H21	379	9,500	③流域下水道参照	-	-	-
北島町	旧吉野川	H13	H21	256	12,377	③流域下水道参照	-	-	-
藍住町	旧吉野川	H13	H21	<b>254</b>	<b>9,800</b>	③流域下水道参照	-	-	-

b. 特定環境保全公共下水道

事業主体	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	計画処理区域 (ha)	計画処理人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	流入水質 (BOD:mg/L)	放流水質 (BOD:mg/L)
徳島市	丈六	H24	H24	19	1,800	長時間エアレーション	450	257	15 以下
	しらさぎ台	H24	H25	56	3,000	長時間エアレーション	855	223	15 以下
	竜王	H24	H26	20	1,800	長時間エアレーション	603	189	15 以下
吉野川市	川島	H12	H18	69	1,490	長時間エアレーション	940	147	15 以下
	川田	H10	H16	118	2,200	長時間エアレーション	1,430	142	15 以下
美馬市	穴吹	H9	H15	95	2,500	オキシレーションディッチ	1,300	180	15 以下
海陽町	浅川	H7	H12	48	450	オキシレーションディッチ	235	180	15 以下
	海部	H6	H19	33	630	土壌被覆型 礫間接触酸化法	331	180	15 以下
	穴喰	H16	H20	61	960	オキシレーションディッチ	582	170	15 以下
板野町	旧吉野川	H14	H21	203	5,503	③流域下水道参照	-	-	-
つるぎ町	貞光	H12	H20	89	2,200	嫌気好気ろ床	1,400	180	15 以下
東みよし町	三好	H10	H15	117	3,000	オキシレーションディッチ	1,910	180	15 以下

※徳島市の3処理区については、民間等が設置し市において管理していた施設を、下水道施設として位置づけた年度

3. 流域下水道

事業主体	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	計画処理区域 (ha)	計画処理人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	流入水質 (BOD:mg/L)	放流水質 (BOD:mg/L)
徳島県	旧吉野川	H12	H21	1,415	46,343	嫌気無酸素好気法	30,400	175	15 以下

関連市町：徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町

⑬ 農業・林業・漁業集落排水事業の実施状況

農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥及び雨水を処理する施設です。

林業集落排水施設は、山村の生活環境の改善を図るとともに、山村及びその周辺水域の水質保全を図ることにより、林業の振興に資することを目的としています。

また、漁業集落排水施設も、漁村の生活環境の改善を図るとともに、漁港及びその周辺水域の水質保全を図ることにより、漁業の振興に資することを目的としています。

a. 農業集落排水施設

市町村名	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	対象戸数(戸)	計画処理人口(人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量(m³/日)	流入水質(BOD:mg/L)	放流水質(BOD:mg/L)
阿南市	岩脇(1期)	S53	S62	280	995	回分式活性汚泥	328	200	20
	岩脇(2期)	H6	H8	351	2,310	回分式活性汚泥	762	200	20
	羽ノ浦西	H13	H15	196	990	回分式活性汚泥	327	200	20
吉野川市	神後	H8	H14	350	2,240	連続流入間欠ばっ気	739	200	20
	山崎南	H5	H9	240	850	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	281	200	20
	川田北	H6	H15	289	1,360	連続流入間欠ばっ気	449	200	20
阿波市	一条西	H4	H9	457	1,910	回分式活性汚泥	630	200	20
	柿原東	H7	H12	303	1,220	回分式活性汚泥	403	200	20
美馬市	井口東	H6	H11	140	730	回分式活性汚泥	241	200	20
	別所浜	H8	H16	235	740	回分式活性汚泥	244	200	20
	喜来	H16	H21	594	2,400	回分式活性汚泥(脱窒脱リンCOD除去型)	792	200	20
	知野宮内	H12	H16	<b>128</b>	<b>420</b>	膜分離活性汚泥方式	139	200	20
三好市	西州津	H6	H12	147	830	回分式活性汚泥	274	200	20
勝浦町	横瀬	H4	H8	296	1,000	回分式活性汚泥	330	200	20
佐那河内村	高樋	H11	H17	141	590	連続流入間欠ばっ気	195	200	20
	嵯峨	H7	H12	124	750	連続流入間欠ばっ気	248	200	20
	中辺	H5	H8	130	650	連続流入間欠ばっ気	215	200	20
	宮前	H6	H14	213	800	連続流入間欠ばっ気	264	200	20
那賀町	八幡原	H9	H12	73	610	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	201	200	20
	仁宇	H2	H5	372	1,320	回分式活性汚泥	436	200	20
	小仁宇	H5	H8	145	820	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	270	200	20
	和食	S60	H1	245	960	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	317	200	20
	延野	H7	H11	251	1,060	回分式活性汚泥	350	200	20
	西納野・下原	H10	H15	100	880	連続流入間欠ばっ気	290	200	20
	川切	H18	H22	83	200	沈澱分離及び接触ばっ気	66	200	20
海陽町	神野	H7	H11	65	220	連続流入間欠ばっ気	73	200	20
	大井	H6	H9	44	140	連続流入間欠ばっ気	46	200	20
	川西	H7	H13	231	670	連続流入間欠ばっ気	221	200	20
	日比原	H4	H8	74	260	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	86	200	20
松茂町	長岸	H5	H7	53	240	分離接触ばっ気方式	79	200	20
	中喜来	H6	H10	222	1,260	回分式活性汚泥	416	200	20
	北川向	H8	H13	211	750	連続流入間欠ばっ気	248	200	20
上板町	七条	H7	H13	329	1,830	回分式活性汚泥	604	200	20
つるぎ町	太田	H12	H16	206	820	連続流入間欠ばっ気	271	200	20

b. 林業集落排水施設

市町村名	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	対象戸数(戸)	計画処理人口(人)	処理場計画			
						処理方式	日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	流入水質(BOD:mg/L)	放流水質(BOD:mg/L)
那賀町	大久保	H11	H15	25	90	接触ばっ気	100	200	20
	川口	H13		34	170				

(令和7年3月31日時点)

c. 漁業集落排水施設

市町村名	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	対象戸数(戸)	計画処理人口(人)	処理場計画			
						処理方式	日最大汚水量(m <sup>3</sup> /日)	流入水質(BOD:mg/L)	放流水質(BOD:mg/L)
美波町	伊座利	H8	H12	111	260	接触ばっ気	69	220	20
	志和岐	H17	H22	132	350	接触ばっ気	116	180	20
海陽町	竹ヶ島	H9	H13	80	340	回分式活性汚泥	97	200	20

(令和7年3月31日時点)

⑭浄化槽整備事業の実施状況

合併処理浄化槽の設置については、県内全市町村で浄化槽整備事業(浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業)に取り組んでおり、本県の汚水処理人口普及率に占める割合は全国1位となっています。

a. 浄化槽設置整備事業 (単位:基)

市町村名	H30以前	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
徳島市	14,270	43	50	82	61	60	71	14,637
鳴門市	2,525	14	17	20	15	37	40	2,668
小松島市	2,273	25	23	22	23	12	29	2,407
阿南市	5,088	221	205	188	199	166	131	6,198
吉野川市	1,417	37	24	21	17	16	6	1,538
阿波市	3,420	72	77	75	71	61	46	3,822
美馬市	2,202	65	59	60	54	63	57	2,560
三好市	2,252	0	0	0	0	0	0	2,252
勝浦町	463	9	8	5	1	9	18	513
上勝町	161	2	4	1	0	1	1	170
佐那河内村	224	2	0	3	1	4	3	237
石井町	1,980	24	19	26	22	16	22	2,109
神山町	711	13	11	16	9	8	5	773
那賀町	1,087	7	10	9	8	8	6	1,135
牟岐町	535	10	3	2	5	5	4	564
美波町	537	14	10	12	9	8	0	590
海陽町	953	11	12	12	8	14	19	1,029
松茂町	1,080	17	16	10	12	7	0	1,142
北島町	1,934	79	94	65	84	69	58	2,383
藍住町	3,030	126	119	30	22	16	13	3,356
板野町	1,066	24	25	29	38	30	30	1,242
上板町	1,039	30	22	38	24	32	24	1,209
つるぎ町	702	6	9	11	7	7	6	748
東みよし町	1,063	4	0	0	0	0	0	1,067
計	50,012	855	817	737	690	649	589	54,349

※三好市は平成27年度から公共浄化槽等整備推進事業に完全移行

※東みよし町は令和元年10月から公共浄化槽等整備推進事業に完全移行

b. 公共浄化槽等整備推進事業（単位：基）

市町村名	H30 以前	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
三好市	951	102	88	93	119	73	84	1,510
東みよし町	0	21	44	54	50	50	52	271
計	951	123	132	147	169	123	136	1,781

※翌年度に繰越した基数は除く

⑮コミュニティ・プラントの設置状況

コミュニティ・プラントは、地方公共団体が設置するし尿処理施設の種類で、散在性集落又は既成市街地から離れて建設される団地などに適しています。

管理者	設置場所	使用開始 年 度	計画最大汚水量 (m <sup>2</sup> /日)
鳴門市	矢倉団地	H5	240
阿南市	伊島	H13	108
阿南市	パストラルゆたか団地	H9	266
阿南市	春日野	S45	1500
阿南市	西春日野	H16	400
勝浦町	玉ノ木・五十田団地	S59	34
北島町	グリーンタウン	S50	1225

⑯令和 6 年度における特定施設の許可・届出等の状況

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法並びに徳島県生活環境保全条例に基づく届出の状況は、法関係を中心に 251 件ありました。

	徳島市	徳島県	計
水質汚濁防止法	32	135	167
徳島県生活環境保全条例	0	6	6
瀬戸内海環境保全特別措置法	28	50	78
計	60	191	251

⑰特定事業場数(令和 6 年度末現在)

県下の特定事業場は、4,425 で、そのうち国が全国一律に適用される基準として設定した一律排水基準のうち生活環境項目が適用される事業場数（平均排水量 50m<sup>3</sup>/日以上）は、瀬戸内海環境保全特別措置法適用事業場が 199、水質汚濁防止法適用事業場が 164 の計 363 事業場です。

	徳島市	徳島県	計
水質汚濁防止法	686	3,541	4,227
瀬戸内海環境保全特別措置法	48	151	199
計	734	3,692	4,426

## ⑱ 排出水の調査状況

令和6年度においては、県及び徳島市において特定事業場等延べ284事業場に対し立入調査を実施し、うち延べ261事業場について排出水の調査を行いました。

	徳島市	徳島県	計
排出水調査事業場数	86	170	265
違反事業場数	0	3	3
違反率	0%	1.8%	1.1%
行政措置	0	3	3
0	0	0	0
0	3	3	3
改善指導	0	0	0

## ⑲ 令和6年度公共用水域測定地点数

公共用水域の水質を保全するため、主要な18河川及び9海域について環境基準の類型指定を行っており、令和6年度は公共用水域の水質測定計画に基づき、環境基準点を中心に37河川と9海域で水質、6河川と2海域で底質をそれぞれ測定しました。

区 分	水 質			底 質		
	河川	海域	計	河川	海域	計
河川・海域数 (類型指定水域数)	37 (26)	9 (11)	46 (37)	6	1	7
測定地点数 (環境基準点数)	75 (26)	31 (25)	106 (51)	10	1	11

## ⑳ 令和6年度全窒素・全りん の達成状況

全窒素及び全りんは、類型指定している海域の4水域全てにおいて環境基準を達成していました。

環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基準 地点数	達成 状況	水域の平均値	
				全窒素	全りん
小松島港	Ⅲ	1	○	0.21	0.027
県北沿岸海域	Ⅱ	3	○	0.15	0.022
紀伊水道海域	Ⅱ	3	○	0.15	0.021
橋港	Ⅱ	2	○	0.15	0.020

## ㉑ 地下水の所在市町数、測定地点数及び検体数

地下水についても平成元年度から水質の汚濁の防止を図ることを目的として、水質の監視測定を実施しています。

区 分	市町数	地点数
概況調査（定点方式）	7	21
概況調査（ローリング方式）	18	19
継続監視調査	3	3
計	28 (20)	43

※（ ）内は重複を除いた市町数

## ②広域総合水質調査結果（数値は年間平均値）

総合的な水質汚濁防止対策の効果을把握し、また、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得ることを目的として、本県を含む瀬戸内海沿岸 11 府県が環境省の委託を受け、昭和 47 年度から広域総合水質調査を実施しています。

海域	項目	年度	R3	R4	R5
播磨灘 (2地点)	COD	(mg/L)	2.3	1.9	1.7
	全窒素	(mg/L)	0.16	0.15	0.13
	全りん	(mg/L)	0.022	0.023	0.022
紀伊水道 (4地点)	COD	(mg/L)	1.9	1.7	1.7
	全窒素	(mg/L)	0.16	0.14	0.13
	全りん	(mg/L)	0.020	0.020	0.021

## ③令和 6 年度の調査結果

海水浴場の水質調査は、県民の憩いの場である海水浴場の水質等の現状を把握し、その結果を公表して県民の利用に資することを目的とし、毎年県下の 6 海水浴場の水質調査を実施しています。

令和 6 年度は 6 海水浴場全てが環境省の水質判定基準「適」の判定でした。

海水浴場名	開設前調査結果
月見ヶ丘	水質 AA (適)
淡島	水質 AA (適)
北の脇	水質 AA (適)
田井ノ浜	水質 AA (適)
大砂	水質 AA (適)
小松	水質 AA (適)

## ○土壌環境

### ④地下水位の状況（単位：m）

塩水化の状況については、吉野川下流地域の臨海部において、なお塩水化が見られますが、徳島市応神町吉成付近では塩化物イオン濃度 100ppm 未満にまで回復しています。

観測井の名称及び位置	経年変化						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
今切第一（徳島市川内町加賀須野）	0.27	0.28	0.18	0.17	0.22	0.19	0.16
今津浦（阿南市那賀川町今津浦）	1.11	1.11	1.12	1.08	1.11	1.09	1.05

(注) 地下水位の数値は、井戸天端から地下水面までの距離を示し、それぞれ年間の平均値を示しています。数値が小さいほど、地下水位が高いことを示しています。

### ⑤地下水塩水化の状況（塩化物イオン濃度単位：ppm）

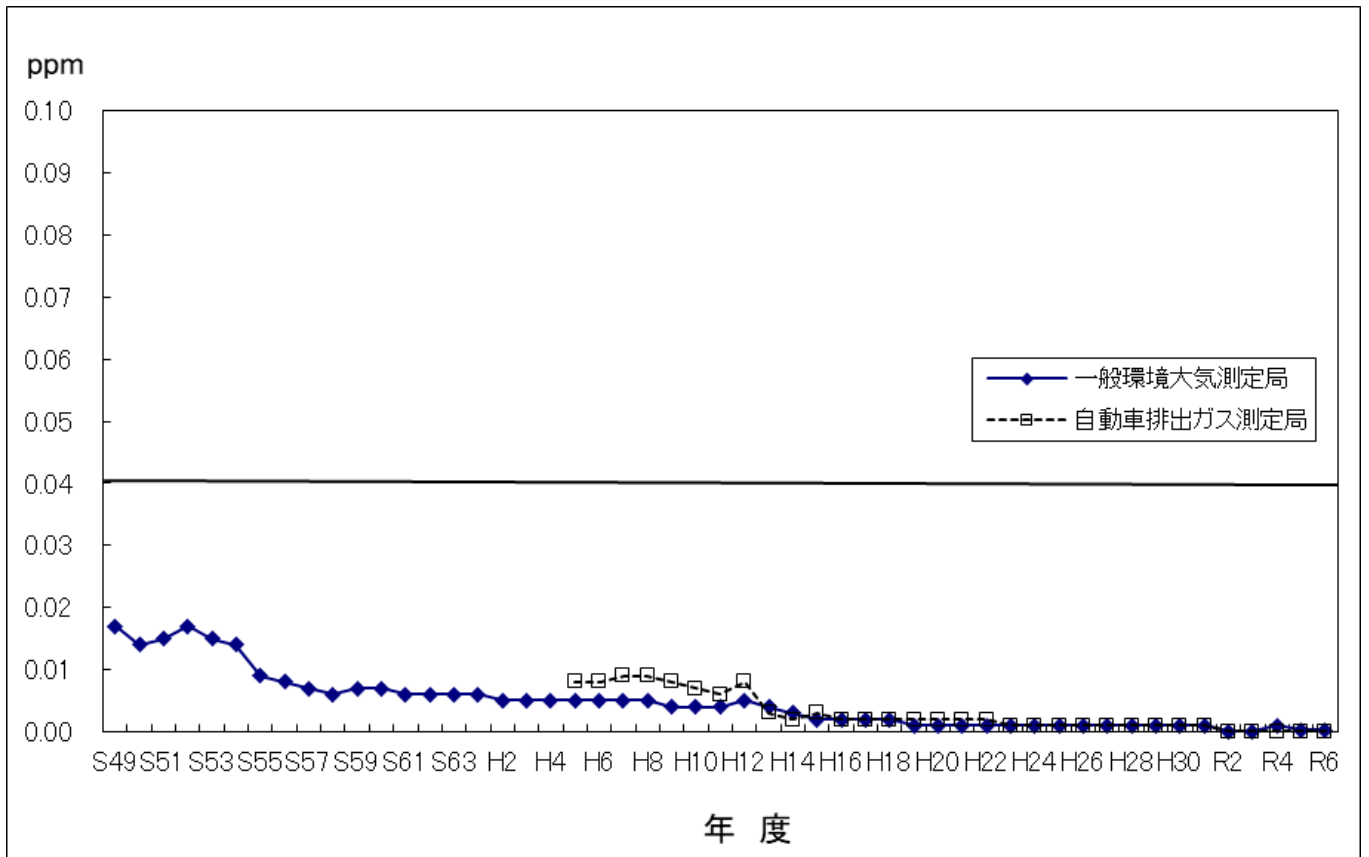
観測井の名称及び位置	経年変化						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
今切第一（徳島市川内町加賀須野）	4,562	5,660	4,967	5,195	4,773	5,173	5,128
今津浦（阿南市那賀川町今津浦）	9.7	9.3	8.5	8.3	7.9	7.7	6.7
応神（徳島市応神町吉成）	102	96.3	84.2	81.5	76.4	69.2	66.6

(注) 数値は、それぞれ年間平均値を示しています。

○大気環境

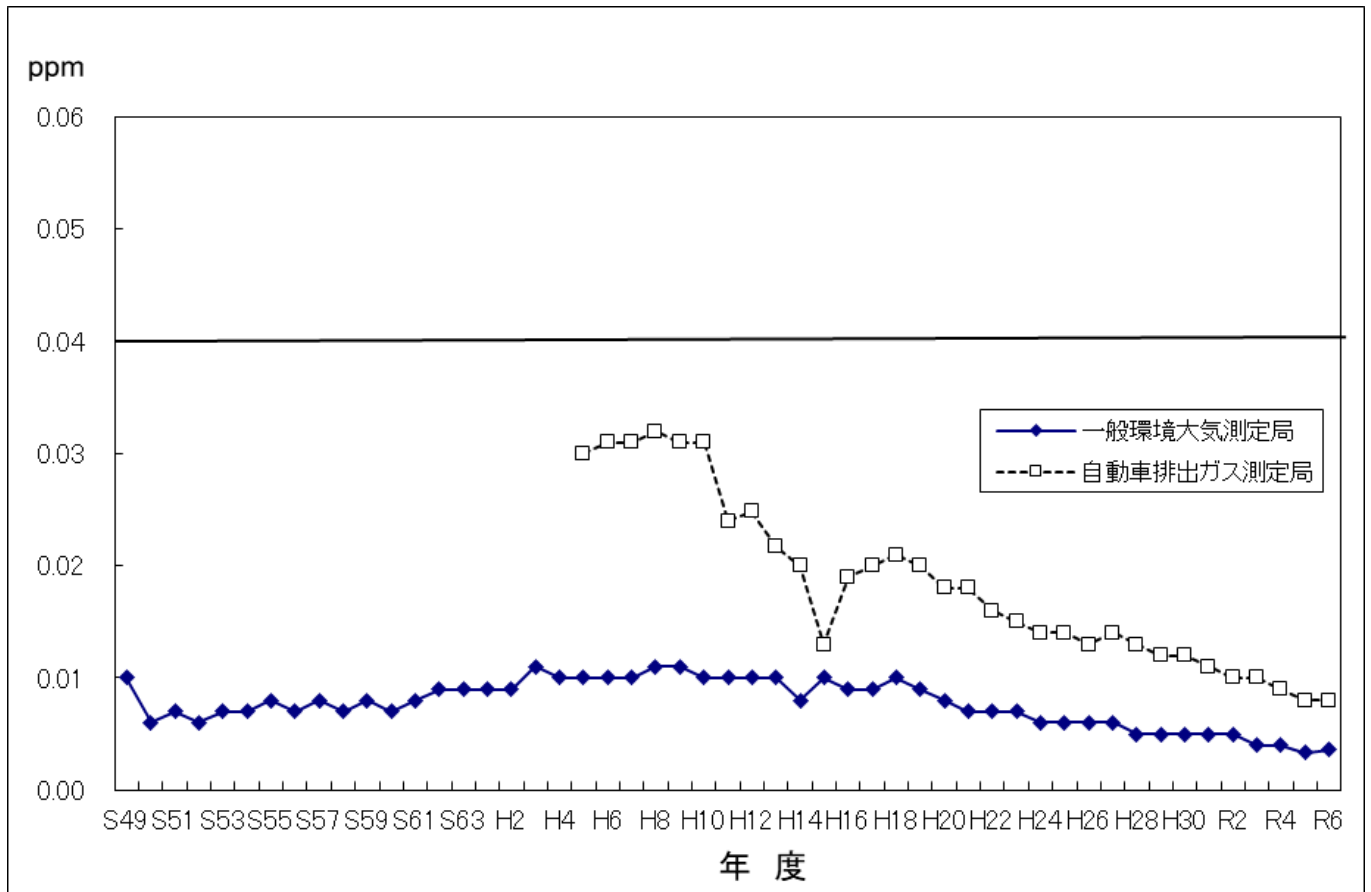
㊸二酸化硫黄の年平均値の経年変化（一般環境大気測定局：有効測定局数平均、自動車排出ガス測定局：1局）

本県の大気汚染物質の環境濃度は、近年ほぼ横ばいに推移しています。



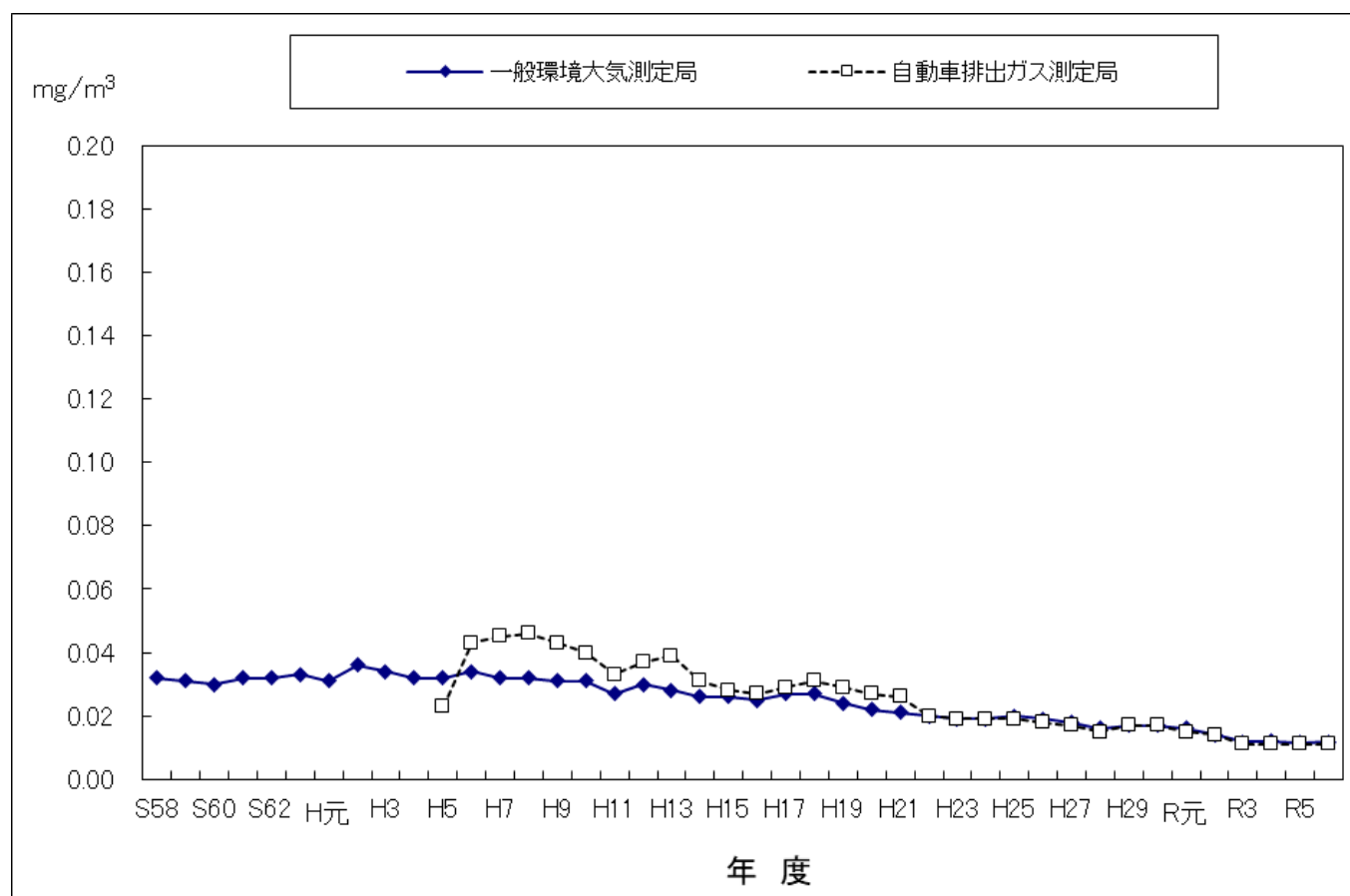
環境基準	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
------	-------	---

⑦二酸化窒素の年平均値の経年変化（一般環境大気測定局：有効測定局数平均、自動車排出ガス測定局：1局）



環境基準	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm以下のゾーン内またはそれ以下であること
------	-------	--

⑳浮遊粒子状物質年平均値の経年変化（一般環境大気測定局：有効測定局数平均、自動車排出ガス測定局：1局）



環境基準	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
------	---------	--

令和6年度の一般局での測定結果に基づく大気汚染の概況は、次のとおりです。

- 二酸化硫黄については、16測定局全局で環境基準を100%達成しています。
- 二酸化窒素については、16測定局全局で環境基準を100%達成しています。
- 光化学オキシダントについては、15測定局全局で環境基準を超える日がありました。「県大気汚染緊急時対策措置要綱」に基づく注意報等の発令日はありませんでした。
- 浮遊粒子状物質については、16測定局全局で環境基準を100%達成しています。
- 微小粒子状物質については、10測定局全局で環境基準を達成しています。

②環境基準の達成状況の推移

年度	二酸化硫黄				二酸化窒素				浮遊粒子状物質			
	測定局数	有効測定局数	達成測定局数	環境基準達成率%	測定局数	有効測定局数	達成測定局数	環境基準達成率%	測定局数	有効測定局数	達成測定局数	環境基準達成率%
S48	13	10	10	100	1	0	-	-	-	-	-	-
49	20	15	13	86.7	5	5	2	40.0	-	-	-	-
50	20	20	20	100	15	14	9	64.3	-	-	-	-
51	20	20	18	90.0	15	15	8	53.3	-	-	-	-
52	20	20	19	95.0	15	15	10	66.7	-	-	-	-
53	21	21	20	95.2	16	16	16	100	-	-	-	-
54	21	21	20	95.2	16	16	16	100	-	-	-	-
55	21	21	21	100	16	16	16	100	-	-	-	-
56	21	21	21	100	16	16	16	100	-	-	-	-
57	21	21	21	100	16	16	16	100	-	-	-	-
58	21	21	21	100	16	16	16	100	8	8	8	100
59	21	21	21	100	16	16	16	100	8	8	8	100
60	21	21	21	100	16	16	16	100	9	9	6	66.7
61	22	22	22	100	17	17	17	100	12	12	12	100
62	22	22	22	100	17	17	17	100	16	16	16	100
63	22	22	22	100	17	17	17	100	16	16	6	37.5
H1	22	22	22	100	17	17	17	100	16	16	16	100
2	22	22	22	100	17	17	17	100	16	16	9	56.3
3	22	22	22	100	17	17	17	100	21	21	17	81.0
4	22	22	22	100	17	17	17	100	22	22	21	95.5
5	22	22	22	100	17	17	17	100	22	22	22	100
6	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	20	90.9
7	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	19	86.4
8	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	20	90.9
9	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	21	95.5
10	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	21	95.5
11	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	22	100
12	23	23	13	56.5	19	19	19	100	23	23	22	95.7
13	23	23	23	100	19	19	19	100	23	23	20	87.0
14	24	24	24	100	20	20	20	100	24	24	11	45.8
15	24	24	24	100	20	20	20	100	24	24	24	100
16	24	24	24	100	20	20	20	100	24	24	24	100
17	24	24	24	100	20	20	20	100	24	24	23	95.8
18	23	23	23	100	19	19	19	100	23	23	19	82.6
19	23	23	23	100	19	19	19	100	23	23	23	100
20	18	18	18	100	19	19	19	100	18	18	18	100
21	18	18	18	100	19	19	19	100	18	18	18	100
22	18	18	18	100	19	19	19	100	18	18	18	100
23	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	13	76.5
24	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
25	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
26	17	17	17	100	17	16	16	100	17	17	17	100
27	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
28	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
29	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
30	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
R1	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
2	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
3	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100



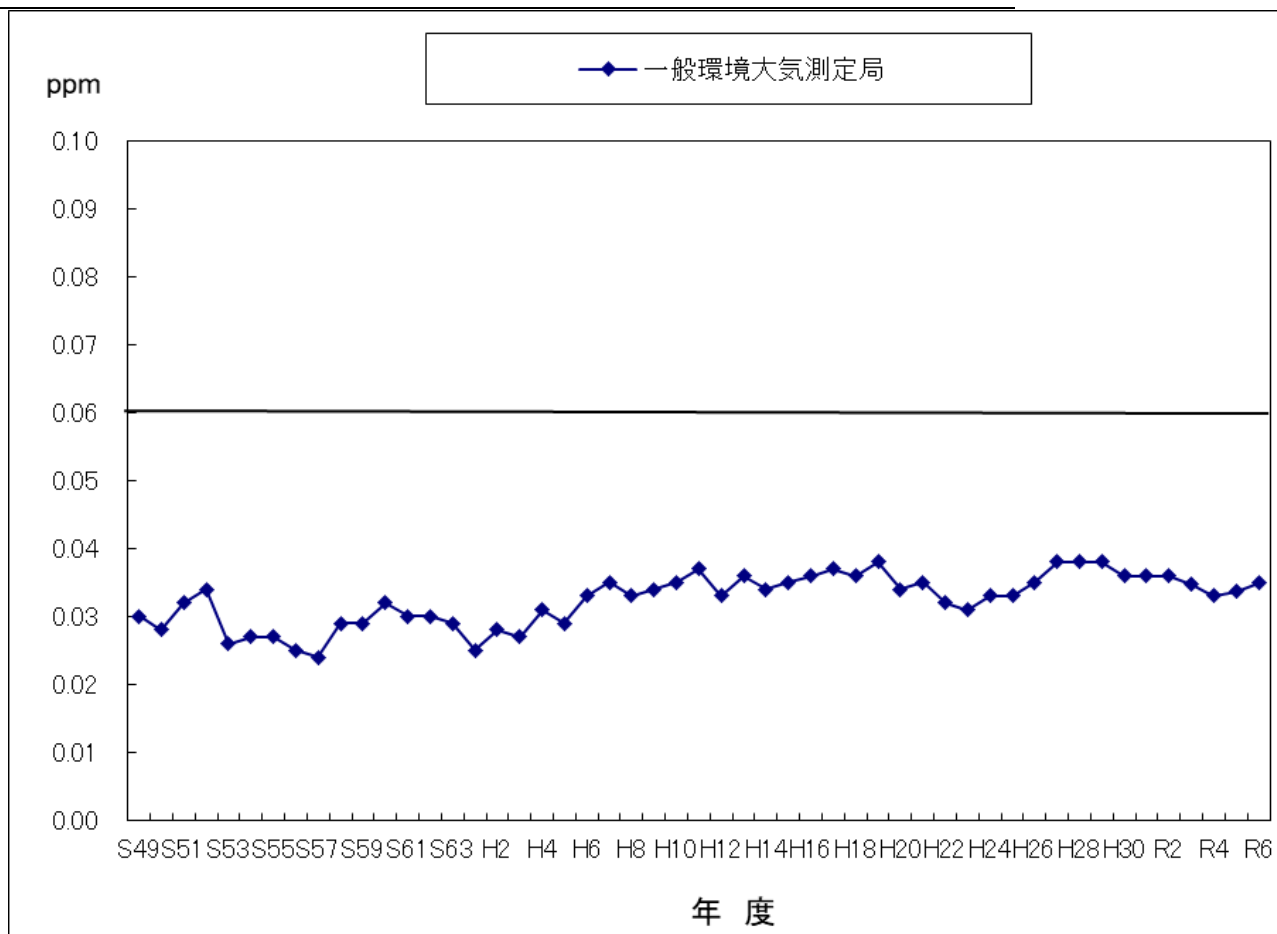
③ オキシダントに係る対象地域及び発令区域

本県においては、大気汚染監視テレメータ・システムにより県下 26 箇所の測定局（うち 5 局休止中）で常時監視を行っており、測定値が一定レベルを超えた場合には「徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱」に基づいた措置を行っています。

この要綱において対象としている汚染物質は、光化学オキシダント・二酸化窒素・**硫黄**酸化物・浮遊粒子状物質及び一酸化炭素で、これらの物質のうち、現在までに要綱に基づく措置をとったのは光化学オキシダントのみです。

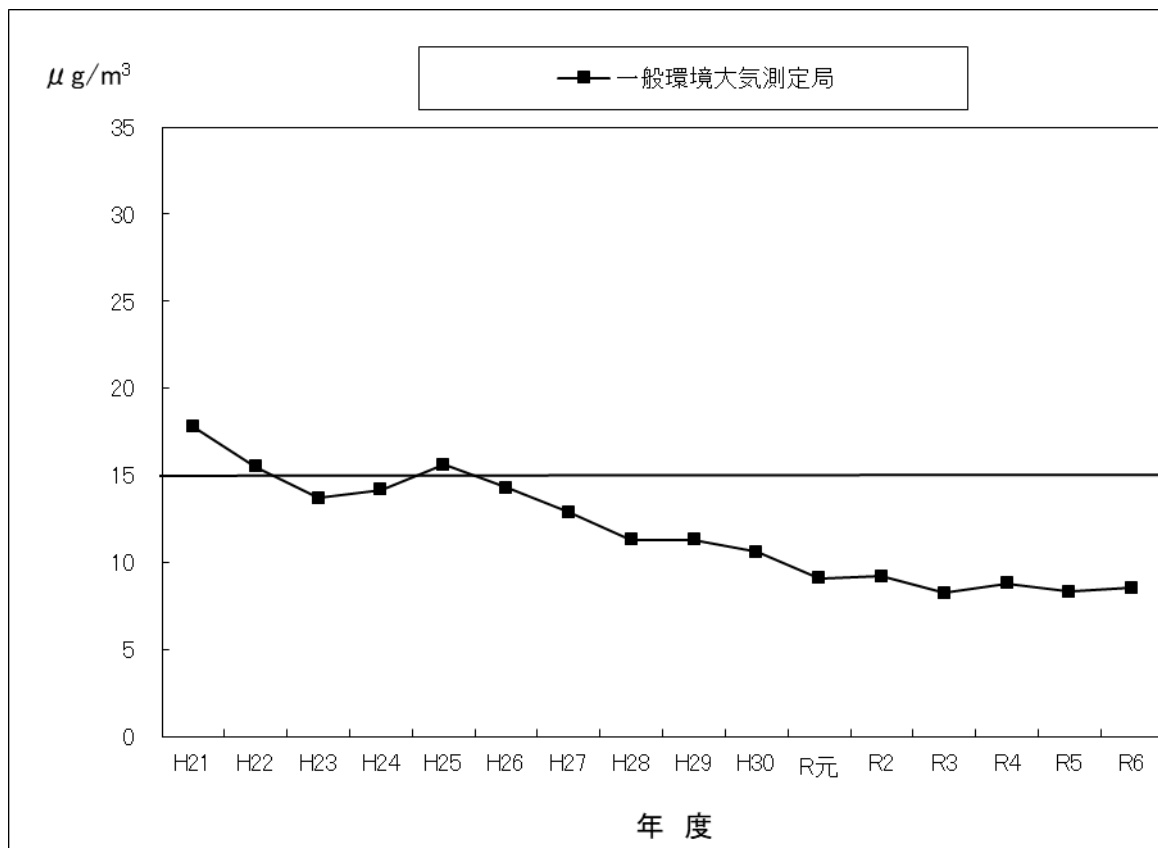
区 分	地 域 及 び 区 域
対 象 地 域	県下全域
発 令 地 区 (10 区域)	鳴門区域（鳴門市の全域） 今切・板野郡・石井区域（徳島市川内町・応神町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町及び石井町の全域） 徳島・小松島区域（徳島市のうち、吉野川以南の地域の全域及び小松島市の全域） 佐那河内・神山区域（佐那河内村及び神山町の全域） 阿南区域（阿南市の全域） 勝浦・那賀区域（勝浦町、上勝町及び那賀町の全域） 海部区域（美波町、牟岐町及び海陽町の全域） 阿波・吉野川区域（阿波市及び吉野川市の全域） 美馬区域（美馬市及びつるぎ町の全域） 三好地域（三好市及び東みよし町の全域）

④ 光化学オキシダント昼間の 1 時間値の年平均の経年変化（有効測定局平均）



環境基準	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
------	-----------	------------------------

③ 微小粒子状物質の年平均の経年変化（有効測定局平均）



環境基準	微小粒子状物質	1年平均値が 15μ g/m³以下であり、かつ1日平均値が 35μ g/m³以下であること
------	---------	---

⑭移動測定車による大気環境測定結果

一般局 26 局の大気汚染状況の常時監視を補完するものとして、道路周辺等について大気環境の状況調査を行っています。

測定地点	測定期間(月)	二酸化硫黄(ppm)			二酸化窒素(ppm)			浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )			一酸化炭素(ppm)			オキシダント(ppm)	
		平均値	1 時間 値の最 高値	日平均 値の最 高値	平均値	1 時間 値の最 高値	日平均 値の最 高値	平均値	1 時間 値の最 高値	日平均 値の最 高値	平均値	1 時間 値の最 高値	日平均 値の最 高値	昼間の 1 時間値平 均値	昼間の 1 時間値の 最高値
吉野川市川田北地区農業集落排水施設(吉野川市山川町村雲 201 番地 7)	4~6	0.000	0.002	0.001	0.002	0.011	0.005	0.013	0.124	0.076	0.2	0.4	0.3	0.043	0.088
多家良中央コミュニティセンター(徳島市多家良町小路地 10 番地)	7~9	0.000	0.012	0.001	0.002	0.014	0.006	0.016	0.091	0.036	0.1	0.5	0.3	0.027	0.078
福原農村公園(勝浦郡上勝町大字福原字平間 17 番地)	10~12	0.001	0.002	0.001	0.001	0.006	0.001	0.007	0.056	0.018	0.2	0.7	0.3	0.023	0.053
小松島市役所(小松島市横須町 1 番地 1 号)	1~3	0.002	0.009	0.003	0.000	0.003	0.001	0.011	0.103	0.042	0.2	0.8	0.5	0.037	0.060

測定地点	測定期間(月)	微小粒子状物質(μg/m <sup>3</sup> )
		平均値
吉野川市川田北地区農業集落排水施設(吉野川市山川町村雲 201 番地 7)	4~6	8.2
多家良中央コミュニティセンター(徳島市多家良町小路地 10 番地)	7~9	7.8
福原農村公園(勝浦郡上勝町大字福原字平間 17 番地)	10~12	4.8
小松島市役所(小松島市横須町 1 番地 1 号)	1~3	7.8

### ③⑤ 石綿調査結果

石綿は、耐熱性等にすぐれているため多くの製品に使用されていましたが、呼吸により相当数の石綿繊維が肺に取り込まれた時、場合によっては発がんなどの健康被害を及ぼす恐れがあります。

調査区分	地点数	石綿濃度平均値(f/L)	測定地点
一般環境	5	0.11~0.20	一般局 脇町局 一般局 川内局 一般局 由岐局 一般局 藍住局 徳島保健所
主要道路近傍	1	0.20	阿南保健所

### ③⑥ 優先取組物質

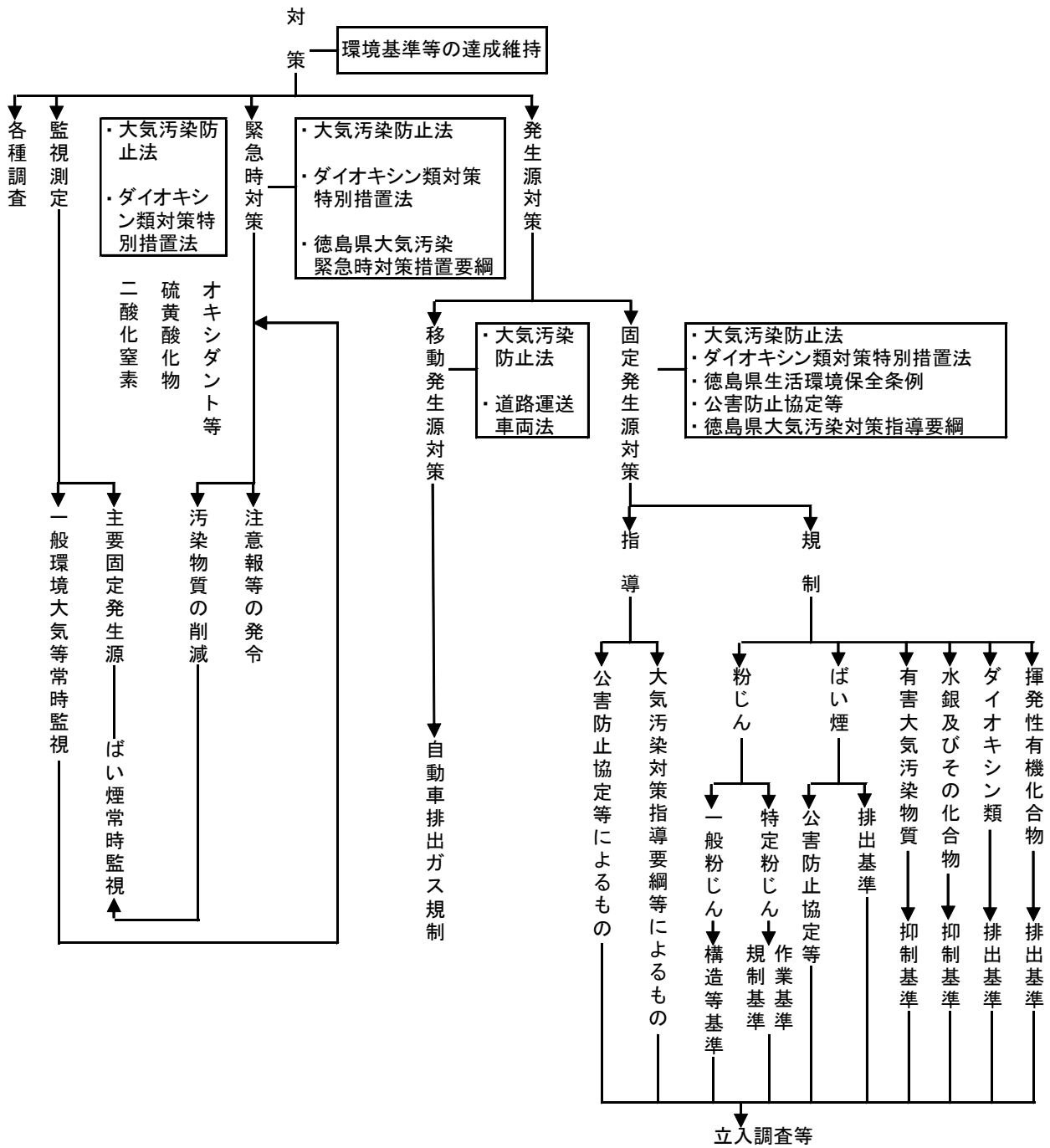
環境省では、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質のうち、22 物質を優先的に対策に取り組むべき物質（＝優先取組物質）とし、監視測定体制の整備等を進めています。

アクリロニトリル	テトラクロロエチレン
アセトアルデヒド	トリクロロエチレン
塩化ビニルモノマー	トルエン
塩化メチル	ニッケル化合物
クロム及び三価クロム化合物	ヒ素及びその化合物
六価クロム化合物	1,3-ブタジエン
クロロホルム	ベリリウム及びその化合物
酸化エチレン	ベンゼン
1,2-ジクロロエタン	ベンゾ[a]ピレン
ジクロロメタン	ホルムアルデヒド
水銀及びその化合物※	マンガン及びその化合物
ダイオキシン類	

※H30.4.1 に優先取組物質より除外

③7 大気汚染防止対策

国及び県では、この環境基準等を達成・維持することを目標として、各種施策を講じています。



③⑧一般環境大気測定局位置図

大気汚染状況の常時監視及び緊急時の措置等を有効・適切に行うため、鳴門市から美波町に至る東部臨海地域を中心に一般局を 26 局設置し、徳島市内の国道 11 号沿いに自排局を 1 局設置しています。さらに、これを補完するため、移動局により、主に道路周辺の環境調査も実施しています。



③⑨ 一般環境大気測定局等概要

種目	番号	測定局名	測定場所	測定項目										備考			
				SO <sub>2</sub>	SPM	NO <sub>x</sub>	O <sub>x</sub>	CO	HC	PM2.5	WD/WS	Temp	Hum		CO <sub>2</sub>		
一般局	1	鳴門	鳴門合同庁舎	○	○	○	○				○	○					県設置
	2	松茂	松茂小学校	▲	▲	▲	▲					▲					〃
	3	藍住	藍住町立図書館	▲	▲	▲	▲					▲					〃
	4	北島	北島南小学校	○	○	○	○					○	○				〃
	5	川内	川内中学校	○	○	○	○						○				〃
	6	応神	応神小学校	○	○	○							○				徳島市設置
	7	徳島	徳島保健所	○	○	○	○					○	○			▲	県設置
	8	多家良	丈六コミュニティセンター	▲	▲	▲							○				徳島市設置
	9	小松島	小松島県民サービスセンター	○	○	○	○						○				県設置
	10	神山	神山町有地			○	○					○	○				〃
	11	那賀川	阿南市黒地文化センター分館	○	○	○	○					○	○				〃
	12	中島	中島民有地	▲	▲	▲	▲						▲				〃
	13	羽ノ浦	東在所会館	▲	▲	▲	▲						▲				〃
	14	阿南	阿南保健所	○	○	○	○						○				〃
	15	大渦	阿南市武道館横	○	○	○	○						○				〃
	16	橋	橋公民館	○	○								○				阿南市設置
	17	山口	JA あなん農業総合センター	▲	▲	▲	▲						▲				県設置
	18	椿	椿公民館	▲	▲	○	○						○				〃
	19	大野	阿南市上水道大野水源地	○	○								○				阿南市設置
	20	宝田	阿南光高校南横	○	○								○				〃
	21	福井	福井小学校	○	○								○				〃
	22	鷺敷	鷺敷中学校	▲	▲	○	○					○	○				県設置
	23	由岐	由岐小学校	○	○	○	○					○	○			▲	〃
	24	吉野川	吉野川保健所			○	○					○	○				〃
	25	脇町	西部総合県民局美馬庁舎	○	○	○	○					○	○				〃
	26	池田	三好市池田総合体育館	○	○	○	○					○	○				〃
特定気象局	1		四国電力(株)阿南発電所									○	○	○		企業設置	
	2		電源開発(株)橘湾火力発電所									○	○	○		〃	
移動局	1	大気環境測定車		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	県設置	
自排局	1	自排徳島	徳島合同庁舎	○	○	○		○	○							〃	

(注) SO<sub>2</sub> : 二酸化硫黄 SPM : 浮遊粒子状物質 NO<sub>x</sub> : 窒素酸化物 O<sub>x</sub> : オキシダント CO : 一酸化炭素  
 HC : 炭化水素 PM2.5 : 微小粒子状物質 WD/WS : 風向・風速 Temp : 気温 Hum : 湿度 CO<sub>2</sub> : 二酸化炭素  
 備考 : 松茂局、藍住局、中島局、羽ノ浦局及び山口局については全項目休止。なお、休止項目については「▲」で表示。

④⑩ 常時監視工場名及び監視項目数

主要なばい煙排出者の5工場については、硫黄酸化物排出濃度等を常時測定し、環境測定データと同様にテレメータ・システムにより中央監視局に送信、監視を行えるようにしています。

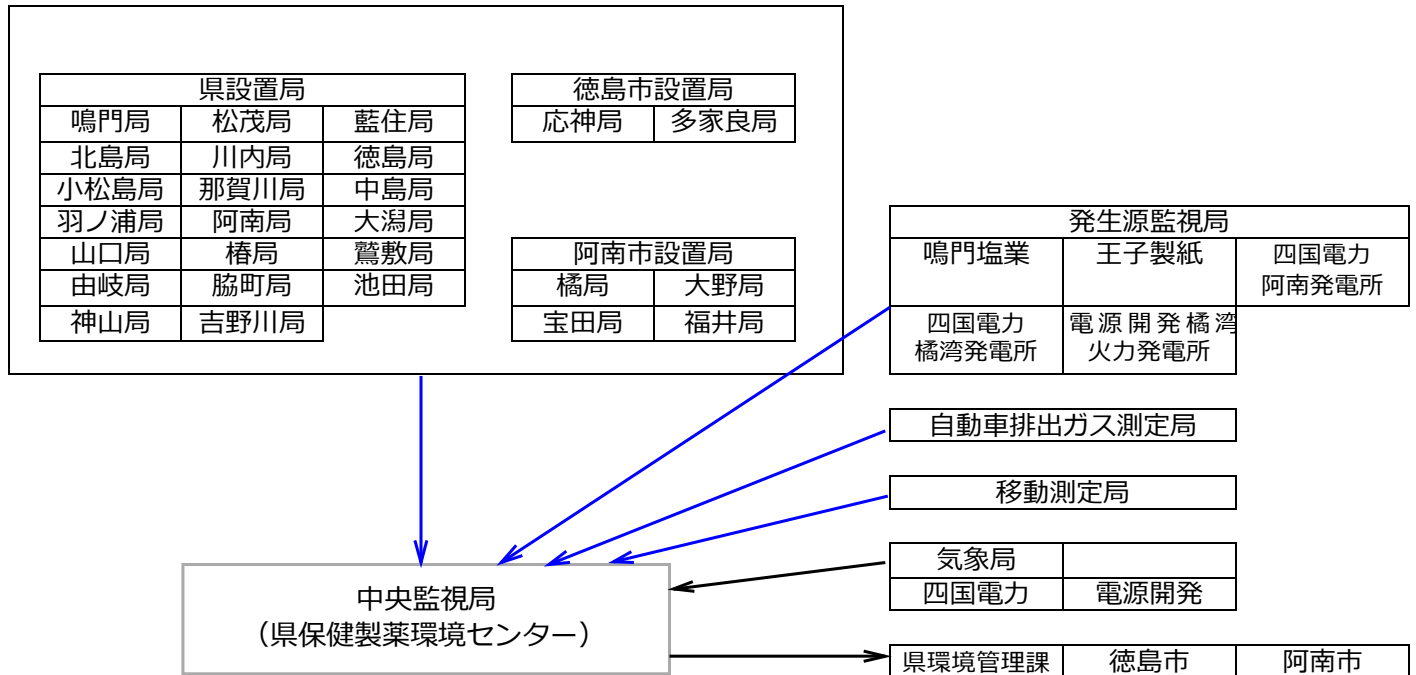
監視項目	工場名	鳴門塩業	王子製紙	四国電力阿南発電所	四国電力橘湾発電所	電源開発橘湾火力発電所	計
		硫黄酸化物	濃度	1	3	2	
	排出総量	1	1	1	1	1	5
窒素酸化物	濃度	1	3	2	1	2	9
	排出総量	1	1	1	1	1	5

(注) 数値は、テレメータ・システムにより収集している監視箇所数です。

#### ④テレメータシステムによる伝送系統

テレメータ・システムとは、データ送信・処理装置のことで、県内複数の環境測定局にある汚染物質測定器及び発生源の測定機の最新データを収集・処理し、迅速かつ適切な大気環境監視を行なうために整備されました。

本県のテレメータ・システムは、昭和 49 年 6 月に設置され、昭和 58 年度から 60 年度、平成 7 年度、平成 17 年度、及び平成 25 年度及び令和 3 年度に更新を行い、データ収集・表示及び情報提供機能の強化を行っています。



#### ④ばい煙発生施設設置状況（法）（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法を含む。）

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設は、721 工場・事業場に 1,514 施設設置されており、その 54.1% をボイラーが占めています。

項目	施設名	令和 5 年度末 現在施設数	令和 6 年度末現在施設数	
			施設数	構成比 (%)
1	ボイラー	819	819	54.1
2	ガス発生炉・加熱炉	2	2	0.1
3	焙焼炉 焼結炉	2	2	0.1
5	溶解炉	6	6	0.4
6	金属加熱炉	4	4	0.3
9	焼成炉	8	8	0.5
10	直火炉 反応炉	98	96	6.3
11	乾燥炉	34	35	2.3
12	電気炉	4	4	0.3
13	廃棄物焼却炉	58	60	4.0
19	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	15	15	1.0
29	ガスタービン	67	67	4.4
30	ディーゼル機関	383	388	25.6
31	ガス機関	8	8	0.5
施設合計		1,508	1,514	-
工場・事業場数		720	721	-

④揮発性有機化合物発生施設設置状況（法）（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法を含む。）

揮発性有機化合物排出施設は、8工場・事業場に18施設設置されております。

項目	施設名	令和5年度末 現在施設数	令和6年度末現在施設数	
			施設数	構成比(%)
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	4	4	22.2
2	塗装施設	1	1	5.6
3	塗装の用に供する乾燥施設	1	1	5.6
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	5	5	27.8
5	接着の用に供する乾燥施設	7	7	38.9
施設合計		18	18	-
工場・事業場数		8	8	-

④一般粉じん発生施設設置状況（法）（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法を含む。）

一般粉じん発生施設は、240工場・事業場に872施設設置されており、その48.5%をベルトコンベアが占めています。

項目	施設名	令和5年度末 現在施設数	令和6年度末現在施設数	
			施設数	構成比(%)
2	堆積場	219	250	28.7
3	ベルトコンベア	418	423	48.5
4	破砕機・磨砕機	128	128	14.7
5	ふるい	70	71	8.1
施設合計		835	872	-
工場・事業場数		209	240	-

④水銀排出施設設置状況（法）（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法を含む。）

水銀排出施設は43事業場に64施設設置されております。

水銀に関する水俣条約 附属書D	令和5年度末 現在施設数	令和6年度末現在施設数	
		施設数	構成比(%)
石炭火力発電所	5	5	7.8
廃棄物の焼却設備	57	59	92.2
施設合計	62	64	-
工場・事業場数	42	43	-

④⑥ ばい煙発生施設設置状況（条例）

徳島県生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設及び粉じん発生施設の設置状況は、それぞれ 247 工場・事業場 347 施設、273 工場・事業場 1,120 施設で、主なものは前者がボイラー（80.1%）、後者はベルトコンベア（78.0%）等となっています。

項目	施設名	令和6年度末現在施設数
1	ボイラー	278
2	乾燥炉	10
3	廃棄物焼却炉	59
	施設合計	347
	工場・事業場数	247

④⑦ 粉じん発生施設設置状況（条例）

項目	施設名	令和5年度末現在施設数	令和6年度末現在施設数	
			施設数	構成比(%)
1	堆積場	230	236	21.1
2	ベルトコンベア	874	868	77.5
3	おがくず堆積場	16	16	1.4
	施設合計	1,120	1,120	-
	工場・事業場数	269	273	-

④⑧ 測定調査の状況

調査区分		工場・事業場数
測定調査	硫黄酸化物	4
	ばいじん	4
	窒素酸化物	3
	塩化水素	0
	水銀	3

○酸性雨

④9雨水の pH の平均値（経年変化）

本県においては、昭和 59 年度から徳島市で調査を開始し、現在、徳島市のほか、阿南市、美馬市の 3 地点でのモニタリング調査を行っています。

調査地点 年度	徳島市 保健製薬環境 センター	石井町 農業大学校	那賀町 鷲敷中学校	阿南市 阿南保健所	三好市 三好保健所	美馬市 美馬保健所	環境省調査 (全国平均)
S 59	4.9						4.4~5.5
60	4.9						
61	4.8						
62	4.8	5.0					
63	4.6	4.9				4.5~5.8	
H1	4.6	4.8					
2	4.9	4.9	5.0				
3	4.7	4.8	4.7				
4	4.7	4.7	4.7	4.8			4.4~5.9
5	5.0	5.1	5.0	4.8			
6	5.0	4.7	4.9	4.8			
7	5.0	4.8	5.1	4.9			
8	4.9	5.0	4.8	4.7			4.47~6.15
9	4.8	5.2	4.9	4.8			
10	4.8	5.1	5.1	4.9			
11	4.8	4.9	5.1	4.8			
12	4.8	4.8	4.6	4.7			4.34~6.25
13	4.4	4.5	4.6	4.4			
14	4.4	4.5	4.4	4.5	4.5		
15	4.5	4.6	4.5	4.6	4.5		
16	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7		4.40~5.04
17	4.6	—	—	4.7	4.5		
18	4.6	—	—	4.6	4.6		
19	4.5	—	—	4.8	4.6		
20	4.6	—	—	4.7	—	4.8	4.48~5.07
21	4.60	—	—	4.73	—	4.66	
22	4.59	—	—	4.65	—	4.70	4.50~5.18
23	4.78	—	—	4.70	—	4.71	
24	4.84	—	—	4.88	—	4.77	4.59~5.22
25	4.67	—	—	4.75	—	4.99	
26	4.65	—	—	4.75	—	4.86	4.56~5.34
27	4.91	—	—	4.89	—	5.30	
28	4.73	—	—	4.77	—	4.92	4.51~5.37
29	4.89	—	—	4.74	—	4.82	
30	4.61	—	—	4.71	—	5.21	4.59~5.22
R1	4.79			4.84		5.05	
2	4.71			5.00		4.96	4.65~5.23
3	4.80			4.92		5.05	
4	4.85			5.23		5.15	4.68~5.24
5	4.71			5.09		5.09	
6	4.84			5.05		5.11	4.80~5.25
							4.90~5.26
							4.85~5.23

- (注) 1 環境省調査の数値は、全国地点別年平均値の分布範囲を示すものです。  
 2 平成 17 年 3 月の市町村合併により、鷲敷町から那賀町、池田町から三好市に調査地点名を変更しています。  
 3 平成 19 年 4 月より、徳島市の調査地点を徳島保健所から保健環境センターに変更しています。  
 4 平成 20 年 4 月より、調査地点を三好市から美馬市（美馬保健所）に変更しています。  
 5 平成 23 年 4 月より、徳島市の調査地点を旧保健環境センター（万代町）から保健製薬環境センター（新蔵町）に変更しています。

## (2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止

### ○騒音

#### ①一般地域における環境基準の達成状況

一般地域における騒音の状況を把握するため、令和6年度は、2市（徳島市及び阿南市）において環境基準の達成状況を調査し、10地点すべてで昼間、夜間ともに、環境基準を達成していました

調査地点数	時間帯ごとの達成地点（達成率%）		両時間帯ともに達成した地点数
	昼間	夜間	
10	9 (90%)	10 (100%)	9 (90%)

(注) 「昼間」とは午前6時から午後10時までの間をいい、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

#### ②面的な評価による環境基準達成状況

道路に面する地域において、市町の協力を得て環境基準の達成状況を調査しています。道路に面する地域では一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等（沿道から50メートルの範囲内）のうち環境基準を達成する戸数及び達成割合を把握することによる評価を行います。

路線名 (R3センサ番号)	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	区間 延長 (km)	住宅等 総戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)			環境基準達成率(%)		
					昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ	昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ
一般国道11号 (10050)	徳島市川内町 鈴江南	徳島市川内町 鈴江東	0.9	33	33	0	0	100	0	0
一般国道11号 (10060)	徳島市川内町 鈴江東	徳島市川内町 大松	1.7	40	35	0	4	87.5	0	10
一般国道11号 (10130)	鳴門市北灘町榑木	鳴門市北灘町折野	9.1	156	100	13	0	64.1	13	0
一般国道11号 (10130)	鳴門市北灘町折野	鳴門市北灘町碁浦	4.9	131	78	3	0	59.5	3.8	0
一般国道55号 (10300)	阿南市那賀川町 色ヶ島	阿南市那賀川町 中島	2.8	47	47	0	0	100	0	0
一般国道55号 (10300)	阿南市那賀川町 中島	阿南市西路見町	2.1	42	42	0	0	100	0	0
一般国道193号 (10680)	美馬市脇町	美馬市穴吹町	6.1	1,488	1,448	0	0	97.3	0	0
県道鳴門池田線 (40450)	美馬市美馬町	美馬市美馬町								
一般国道318号 (10900)	吉野川市鴨島町 上下島	吉野川市鴨島町 知恵島	1.9	277	277	0	0	100	0	0
一般国道318号 (10900)	阿波市吉野町柿原	阿波市吉野町柿原 県道15号交差点	0.7	19	19	0	0	100	0	0
一般国道318号 (10910)	阿波市吉野町柿原	阿波市土成町土成	0.7	61	61	0	0	100	0	0
一般国道438号 (10960)	徳島市新町橋 2丁目	徳島市南二軒屋町 1丁目	1.6	626	626	0	0	100	0	0
一般国道438号 (10970)	徳島市南二軒屋町 1丁目	徳島市八万町新貝	2.6	721	721	0	0	100	0	0
徳島引田線 (40020)	徳島市北島田町 3丁目	徳島市不動北町 2丁目	2.2	34	34	0	0	100	0	0
阿南勝浦線 (40740)	小松島市榑瀨町	小松島市榑瀨町	0.9	10	10	0	0	100	0	0
県道羽ノ浦福井線 (40890)	阿南市上中町	阿南市長生町	2.5	157	156	0	1	99.4	0	0.6

路線名 (H27センサ番号)	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	区間 延長 (km)	住宅等 総戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)			環境基準達成率(%)		
					昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ	昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ
県道羽ノ浦福井線 (40900)	阿南市長生町	阿南市桑野町	5	191	185	0	6	96.9	0	3.1
徳島環状線 (41150)	徳島市川内町中島	徳島市川内町大松	1.7	50	50	0	0	100	0	0
県道徳島鴨島線 (41340)	吉野川市鴨島町牛島	吉野川市鴨島町恵島	4.6	72	72	0	0	100	0	0
徳島津田インター線 (60330)	徳島市津田本町 4丁目	徳島市津田4丁目	0.9	193	193	0	0	100	0	0
小松島港南小松 島停車場線 (61000)	小松島市小松島町	小松島市南小松島 町	0.3	3	3	0	0	100	0	0
一宮下中筋 (61400)	徳島市一宮町 東丁	徳島市上八万町 樋口	4.4	148	123	0	23	83.1	0	15.5
徳和田島赤石線 (61420)	小松島市和田島町	小松島市赤石町9	4	266	265	0	1	99.6	0	0.4
合計			61.6	4,765	4,578	16	35	96.1	0.003	0.007

## ②騒音規制法に基づく特定施設の届出状況（令和6年度末現在）

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は以下のとおりです。

施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	85	315
空気圧縮機等	393	5,016
土石用破碎機等	26	88
織機	28	398
建設用資材製造機械	24	30
穀物用製粉機	10	23
木材加工機械	121	449
抄紙機	10	50
印刷機械	30	114
合成樹脂用射出成形機	14	110
鋳造型機	2	11
計	743	6,604

### ③徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生施設の届出状況（令和6年度末現在）

徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生施設の届出状況は以下のとおりです。

施設の種類	騒音発生工場数	騒音発生施設数
金属加工機械	74	487
空気圧縮機等	472	3,669
土石用破碎機等	66	257
織機等	63	1,118
建設用資材製造機械	60	74
穀物用製粉機	11	18
木材加工機械	357	1,736
抄紙機	2	11
印刷機械	26	89
合成樹脂用射出成形機	13	90
造型機	1	14
自動車整備用作業場等	682	701
計	1,827	8,264

### ⑤騒音規制法に基づく特定建設作業実施の届出件数（令和6年度）

騒音規制法では、特に著しい騒音を発生する作業として8種類の建設作業を特定建設作業に指定し、規制地域内での作業実施にあたり該当市町長への届出義務、騒音基準値の遵守（敷地境界上で85デシベル以下）、日祝日の作業及び夜間作業の禁止等の規制基準を定めています。

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	22
びょう打機等を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	160
空気圧縮機を使用する作業	23
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	25
トラクターショベルを使用する作業	2
ブルドーザーを使用する作業	0
計	232

### ④徳島県生活環境保全条例に基づく特定建設作業実施の届出件数（令和6年度）

工場・事業場騒音と同様に、徳島県生活環境保全条例により県下全域で特定建設作業の規制区域を指定し、該当市町村長への届出義務及び騒音基準値の遵守等の規制を定めています。

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	12
びょう打機等を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	82
空気圧縮機を使用する作業	13
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2
計	108

## ⑤航空機騒音調査結果（令和6年度）

航空機騒音は、機種、飛行高度、気象条件によって騒音の大きさが変化すること、間欠的であること、衝撃性が強い音質であること、影響範囲が広いこと等が特徴です。

徳島飛行場におけるジェット機の就航に伴い、昭和58年度から徳島市、鳴門市、松茂町及び北島町の協力を得て航空機騒音の実態調査を実施しています。

測定地点	区域の区分	平均値 (単位：Lden ( ) 内は WECPNL)	測定時期(季節)
徳島市川内町中島	第一種区域外	46 (59)	秋季
鳴門市大麻町東馬詰	〃	41 (53)	秋季
北島町中村字東中須	第一種区域内	47 (60)	秋季
松茂町広島三番越	〃	53 (68)	春季
松茂町広島四番越	〃	56 (72)	春季
松茂町中喜来字群恵	〃	49 (62)	秋季
松茂町笹木野北上	〃	54 (68)	春季
松茂町笹木野八北開拓	第一種区域外	47 (60)	秋季
松茂町中喜来字群恵	第一種区域内	51 (64)	春季

(注) 1 「区域の区分」の第一種区域とは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条に規定される区域である。

2 単位「Lden」とは、飛行騒音のみでなく、地上騒音も対象とした単位であり、平成25年度からそれまでの「WECPNL」にかえて使用することとされた。

## ○振動

### ⑥振動規制法に基づく特定施設の届出状況（令和6年度末現在）

工場・事業場振動は、生産工程等の各種機械施設の稼働により発生します。振動規制法では、特に著しい振動を発生する機械類（当該機械から5mの距離でおおむね60～80デシベル）を特定施設に指定し、規制地域内で設置する場合、市町長への届出及び規制基準値の遵守を義務づけています。

施設の種類の	特定工場数等	特定施設数
金属加工機械	84	370
圧縮機	180	1,314
土石用破碎機等	16	73
織機	21	438
コンクリートブロックマシン等	1	1
木材加工機械	31	222
印刷機械	27	75
ロール機	4	14
合成樹脂用射出成形機	9	40
鋳造型機	1	7
計	374	2,554

### ⑦振動規制法に基づく特定建設作業実施の届出件数（令和6年度）

振動規制法では、特に著しい振動（作業から5mの距離でおおむね70～85デシベル）を発生する作業を特定建設作業に指定し、規制地域内での作業実施にあたり該当市町長への届出義務、振動基準値の遵守（敷地境界線上で75デシベル以下）、日祝日の作業及び夜間作業の禁止等の規制基準を定めています。

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	20
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	1
ブレーカーを使用する作業	114
計	135

## ○各種対策

### ⑧騒音に係る環境基準の類型指定の状況

騒音に係る環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい音の大きさであり、この基準達成を行政目標として各種施策が推進されています。

(平成 24 年徳島県告示第 217 号、令和 5 年徳島市告示第 62 号、平成 24 年鳴門市告示第 23 号、平成 24 年小松島市告示第 14 号、平成 24 年阿南市告示第 18 号、平成 24 年吉野川市告示第 24 号、平成 24 年三好市告示第 72 号、令和 2 年阿南市告示第 21 号)

地域の類型	指 定 地 域	
A	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、三好市、石井町、美波町、松茂町、北島町	左記 6 市 4 町の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住宅集地域（丈六団地等、しらすぎ台団地、市営応神団地等、市営不動団地等、富吉団地等（以上徳島市）、市営矢倉団地等、リューネの森等（以上鳴門市）、あすみが丘団地（阿南市）、北島グリーンタウン（北島町））
B	同 上	左記 6 市 4 町の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	同 上	左記 6 市 4 町の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 都市計画法の用途地域及び団地造成地のうち、A 類型には専ら住宅の用に供される地域。B 類型には主として住宅の用に供される地域。C 類型には相当数の住宅と併せて商業・工業等の用に供される地域をあてはめています。

### ⑨騒音規制法第 3 条第 1 項及び振動規制法第 3 条第 1 項に基づく地域指定の状況

本県では、騒音規制法に基づき県下 8 市 12 町の一部に、振動規制法に基づいて 5 市 4 町の一部に規制地域の指定を行っています。

(騒音規制法：平成 24 年徳島県告示第 218 号、令和 5 年徳島市告示第 63 号、平成 24 年鳴門市告示第 24 号、平成 24 年小松島市告示第 15 号、平成 24 年阿南市告示第 19 号、平成 24 年吉野川市告示第 24 号、平成 24 年阿波市告示第 37 号、平成 24 年美馬市告示第 30 号、平成 24 年三好市告示第 73 号、令和 2 年阿南市告示第 22 号)

(振動規制法：平成 24 年徳島県告示第 223 号、令和 5 年徳島市告示第 67 号、平成 24 年鳴門市告示第 29 号、平成 24 年小松島市告示第 19 号、平成 24 年阿南市告示第 23 号、平成 24 年吉野川市告示第 28 号、令和 2 年阿南市告示第 24 号)

市町名	騒音 規制法	振動 規制法	市町名	騒音 規制法	振動 規制法	市町名	騒音 規制法	振動 規制法
徳島市	○	○	三好市	○		北島町	○	○
鳴門市	○	○	勝浦町	○		藍住町	○	○
小松島市	○	○	石井町	○	○	板野町	○	
阿南市	○	○	牟岐町	○		上板町	○	
吉野川市	○	○	美波町	○		つるぎ町	○	
阿波市	○		海陽町	○		東みよし町	○	
美馬市	○		松茂町	○	○			

## ⑩悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法では、規制地域を指定し、その地域内における工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しています。

(平成 24 年徳島県告示第 227 号、平成 24 年徳島市告示第 64 号、平成 24 年阿南市告示第 27 号、平成 24 年鳴門市告示第 33 号、平成 24 年小松島市告示第 23 号、令和 2 年阿南市告示第 26 号)

区 分	指 定 地 域
徳島市 阿南市 石井町 松茂町 鳴門市	都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域として定められている区域（以下「市街化区域」という。）及び同項に規定する市街化調整区域として定められている区域のうち別図に掲げる区域
小松島市	市街化区域
北島町 藍住町	全域

## ○化学物質

### ⑪大気環境中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類の濃度を把握するため、毎年、大気、土壌、公共用水域及び地下水について調査測定を実施しています。

場 所	夏 期	冬 期	平 均
徳島市	0.0043	0.0048	0.0046
阿南市	0.0073	0.0042	0.0058
鳴門市	0.0048	0.0060	0.0054
			0.0053

(注) 環境基準 (大気) : 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下(年平均値)

### ⑫土壌環境中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)

調査地点	測定結果
徳島市寺島本町東一丁目	3.5
阿南市宝田町久保田	0.40
吉野川市鴨島町西麻植	0.029
勝浦郡上勝町大字旭	0.022
名西郡石井町高川原	0.071
名西郡神山町阿野	0.068
海部郡美波町奥河内	0.00068
海部郡海陽町浅川	5.3
板野郡藍住町奥野	0.29
三好郡東みよし町東山	0.18
平均 値	0.99

(注) 環境基準 (土壌) : 1,000pg-TEQ/g 以下

⑬公共用水域の水質及び底質中のダイオキシン類濃度（水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g）

河川海域名	調査地点	水質測定結果	底質測定結果
吉野川	高瀬橋	0.078	0.22
撫養川	大里橋	0.26	0.7
新町川	新町橋	0.12	12
〃	旧漁連前	0.087	5.4
那賀川	那賀川橋	0.07	0.21
県南沿岸海域	st-1	0.058	6.6
河川・海域全体の平均値		0.12	4.2

(注) 1 環境基準（水質）：1pg-TEQ/L以下  
2 環境基準（底質）：150pg-TEQ/g以下

⑭地下水質中のダイオキシン類濃度（pg-TEQ/L）

調査地点	測定結果
徳島市国府町日開	0.057
小松島市小松島町新港	0.057
名西郡神山町神領	0.058
那賀郡那賀町落合	0.057
海部郡美波町山河内	0.059
美馬郡つるぎ町貞光	0.057
平均値	0.058

(注) 環境基準（水質）：1pg-TEQ/L以下

⑮ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況（R6年度末）

（排出ガスに係る特定施設）施設名：廃棄物焼却炉

年度	施設数	工場・事業場数
R6	108	83

(注) 施設数及び工場・事業場数は各年度末現在のものである。

⑯ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況（R6年度末）

施設名：漂白施設、廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰ピット

年度	施設数	工場・事業場数
R6	31	17

(注) 施設数及び工場・事業場数は各年度末現在のものである。  
瀬戸内海環境保全特別措置法対象の事業場も含む。

⑰環境保全（公害防止）協定締結事業場一覧（令和7年4月1日現在）

環境の保全に関する協定は、地方公共団体が、地域に立地する、または立地しようとする事業者との間で、相互合意に基づき、環境の保全（公害の防止）のために事業者がとるべき措置について取り決めを行うものです。

行政	協定の当事者		協定締結(最終改定)年月日
	企業名	工場等所在地	
県 阿南市	四国電力(株)	阿南市橘町	H7.2.8
	四国電力(株) 電源開発(株) ※JPGS(株)が火力部門運営	"	H7.2.8
	新日本電工(株)	"	H18.6.1
	王子製紙(株)	阿南市豊益町	H24.3.27
	王子ネピア(株)	阿南市辰巳町	
県 徳島市 北島町	帝人(株)	板野郡北島町	H16.8.17
	東亜合成(株)	徳島市川内町	H29.5.1
	日清紡ホールディングス(株)	"	H14.9.1
県 徳島市	大塚化学(株)	"	H14.9.1
	大塚食品(株)	"	
	大塚製薬(株)	"	H21.12.15
	大鵬薬品工業(株)	"	S62.12.10
	新日本理化(株)	"	S49.12.6
	四国トーセコ(株)	徳島市応神町	"
	四国化成建材(株) 徳島工場	"	H10.3.26
	徳島化製事業協業組合 睦技研(株)	徳島市不動本町 徳島市東沖洲	H7.5.15 H8.3.29
県 北島町	四国化成工業(株) 徳島工場	板野郡北島町	S49.12.6
県 鳴門市	(株) 大塚製薬工場 大塚化学(株) OAT アグリオ(株)	鳴門市撫養町	H27.4.1
	鳴門塩業(株) (製塩工場)	"	S61.11.1
	鳴門塩業(株) (化学工場)	"	"
	日本製紙(株) 日本製紙パピリア(株) 阿波製紙(株)	小松島市豊浦町	R6.12.10
県 藍住町	(株) ジェイテクト	板野郡藍住町	H1.1.24

⑱特定工場における公害防止管理者等の選任状況（令和6年3月31日現在）（単位：人）

公害防止組織は、公害防止に関する業務を統括管理する「公害防止統括者」及び公害防止に関する技術的事項を管理する「公害防止管理者」、さらには一定規模以上の特定工場において、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する「公害防止主任管理者」からなり、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

	製造業	エネルギー 供給業	計
選任特定工場数	97	6	103

- (注) 1 述べ人数  
2 市町村への届出も含む

### (3) 資源の循環利用

#### ①ごみ排出及びリサイクルの状況

県下におけるごみの排出及びリサイクルの状況は、以下のとおりです。

年度	24		25		26		27		28		29		30	
排出量(t)	277,243		274,147		274,702		269,984		264,003		261,858		261,417	
排出量 (g/人・日)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	962	964	959	958	968	947	957	939	945	925	946	920	954	918
リサイクル率 (%)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	17.3	20.5	16.8	20.6	16.9	20.6	16.6	20.4	16.7	20.3	16.8	20.2	16.6	19.9
年度	R1		R2		R3		R4		R5					
排出量(t)	262,332		257,335		252,556		247,038		236,674					
排出量 (g/人・日)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	964	919	958	901	950	890	941	880	911	851				
リサイクル率 (%)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	16.0	19.6	16.5	20.0	16.6	19.9	16.2	19.6	15.8	19.5				

#### ②一般廃棄物処理施設整備状況（令和6年3月31日現在）

令和6年度末現在の県下の一般廃棄物処理施設の整備状況については、以下のとおりです。

##### a.ごみ焼却処理施設（※は、休止により現在は稼動していない施設）

設置者	所在地	処理方法	処理能力(t/日)	使用開始年度
徳島市	徳島市論田町元開	ストーカ式	190	S54
	徳島市国府町北岩延	ストーカ式	180	H03
鳴門市	鳴門市瀬戸町堂浦	流動床式	70	H20
小松島市	小松島市芝生町花谷	ストーカ式	70	S58
阿南市	阿南市橘町土井崎	ストーカ式	※ 120	H02
	阿南市橘町小勝	ストーカ式	96	H25
美馬市	美馬市木屋平字川上	固定床式	※ 2	H07
石井町	名西郡石井町石井	ストーカ式	30	S53
那賀町	那賀郡那賀町白石	固定床式	※ 16	H07
那賀町	那賀郡那賀町蔭谷	ストーカ式	6	R02
松茂町	板野郡松茂町豊久	ストーカ式	20	H11
北島町	板野郡北島町太郎八須	ストーカ式	26	S60
藍住町	板野郡藍住町富吉	ストーカ式	30	S55
板野町	板野郡板野町松谷	ストーカ式	※ 16	H02
中央広域環境施設組合	阿波市吉野町西条	シャフト式	120	H17
美馬環境整備組合	美馬市脇町字鴨地	流動床式	72	H09
みよし広域連合	三好市池田町西山	ストーカ式	50	H17
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	ストーカ式	50	S54
旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の久保	ストーカ式	45	H14
岸 小三郎	徳島市不動本町	固定床式	90	H15
バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮	ストーカ式	48	H20
大塚製薬(株)	徳島市川内町平石夷野	固定床式	6	H17
計 22 施設			1199	※休止中4施設の処理能力を含まない

b.粗大ごみ処理施設 (※は、休止により現在は稼動していない施設)

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
阿南市	阿南市橋町土井崎	破砕	※ 30	H02
	阿南市橋町小勝	破砕	13	H25
那賀町	那賀郡那賀町白石	破砕・圧縮	※ 16	H15
	那賀郡那賀町蔭谷		3	R02
松茂町	板野郡松茂町豊久	破砕・圧縮	9.5	H12
中央広域環境施設組合	阿波市吉野町西条	破砕・圧縮	13	H17
美馬環境整備組合	美馬市脇町字鴨地	破砕・圧縮	20	H09
みよし広域連合	三好市池田町西山	破砕・圧縮	15	S56
(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市丈六町山根	破砕・圧縮	43	H03
(株)三紅	徳島市飯谷町高良	破砕・圧縮	43	H03
計 10 施設			159.5	※休止中 2 施設の処理能力を含まない

c.資源化等施設 (前処理施設を含む)

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
鳴門市	鳴門市瀬戸町堂浦	選別・圧縮	25	H20
阿南市	阿南市橋町小勝	選別・圧縮	11	H25
吉野川市	吉野川市川島町桑村	圧縮	10	H26
勝浦町	勝浦郡勝浦町三溪	選別・圧縮	0.2	H19
	勝浦郡勝浦町棚野	圧縮	1	S53
石井町	名西郡石井町浦庄	選別・圧縮	4.9	H10
神山町	名西郡神山町阿野	選別・破砕・圧縮	4	H08
美馬環境整備組合	美馬市脇町新町	選別・圧縮	4	H14
みよし広域連合	三好市池田町大和	選別・圧縮	17	H12
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	選別・圧縮	20	S54
徳島資源リサイクルセンター(有)	阿南市上中町中原	選別	15	H12
バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮	破砕	50	H13
旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の久保	圧縮	40	H14
		減容固化	48	H18
(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市東沖洲	破砕・加熱圧縮・梱包	110	H16
		圧縮・梱包	21	H19
徳島リサイクル工業(株)	美馬市脇町西赤谷	破砕	23	H15
(有)大塚クリーンリネス	阿波市阿波町北正広	チップ化	80	R1
(有)徳島興産	徳島市論田町新開	選別	160	H18
(有)中野商店	徳島市佐古一番町	圧縮	80	H19
日進産業(株)	小松島市小松島町字北浜	選別・圧縮	56	H19
ナルト紙料(株)	徳島市春日	選別・圧縮	50	H19
(株)ヤングクリーン	徳島市論田町新開	選別・圧縮	16	H19
(株)フジゲン	徳島市東沖洲	破砕・溶解	85	H19
(有)長元商会	吉野川市山川町津由谷	破砕	32	H21
三宅生コン(有)	美馬市脇町馬木	減容固化	18.4	H17
新平和製紙(有)	徳島市南田宮	圧縮	72	H16
計 26 施設			1,053.5	

d. 其他のごみ処理施設

設置者	所在地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
徳島市	徳島市国府町北岩延		30	H11
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンドリング処理	720	H13
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンドリング処理	240	H16
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンドリング処理	72	H16
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンドリング処理	144	H17
計 5 施設			1,206	

③産業廃棄物排出量 (種類別) ※令和 5 年度実績

県の実態調査 (令和 5 年度) による産業廃棄物の総排出量は、約 266 万 t となっています。

廃棄物名 (種類)	数量 (t)	構成比 (%)
燃え殻	41,288	1.6
汚泥	1,080,324	40.7
廃油	13,979	0.5
廃酸	2,948	0.1
廃アルカリ	56,741	2.1
廃プラスチック類	82,737	3.1
紙くず	14,400	0.5
木くず	47,993	1.8
繊維くず	1,832	0.1
動植物性残さ	8,801	0.3
動物系固形不要物	790	0.0
ゴムくず	2,206	0.1
金属くず	15,972	0.6
ガラスくず等	16,086	0.6
鋳さい	89,728	3.4
がれき類	452,986	17.0
動物のふん尿	371,032	14.0
動物の死体	874	0.0
ばいじん	325,712	12.3
その他 (感染性廃棄物を含む)	30,959	1.2
合 計	2,657,388	100.0

④産業廃棄物処理業 (特別管理を含む) 許可状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

令和 7 年 3 月 31 日現在における県内で産業廃棄物の処理を行う業者は 1,576 業者です。

許可の種類	業者数
収集・運搬業	1,473
処分業 (中間処理)	17
処分業 (最終処分)	1
処分業 (中間処理、最終処分)	0
収集・運搬業、処分業 (中間処理)	81
収集・運搬業、処分業 (最終処分)	1
収集・運搬業、処分業 (中間処理、最終処分)	3
計	1,576

## ⑤産業廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場）の設置許可状況（令和7年3月31日現在）

令和7年3月31日現在における主な産業廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場）の設置許可状況については以下のとおりです。

・焼却施設	13 施設
・最終処分場	7 施設
うち安定型最終処分場	4 施設
埋立面積	48,130m <sup>2</sup>
埋立容量	491,080m <sup>3</sup>
うち管理型最終処分場	3 施設
埋立面積	326,887m <sup>2</sup>
埋立容量	3,821,058m <sup>3</sup>

## ⑥リサイクル製品、3Rモデル事業所、エコショップの認定数（令和5年度末）

県内の優良な「リサイクル製品」や3Rに積極的に取り組む「3Rモデル事業所」、環境にやさしい取組みを行う「エコショップ」を認定し、その普及啓発を行っています。

リサイクル製品の認定	62 品目
3Rモデル事業所の認定	45 事業所
エコショップの認定	432 店舗

## ⑦令和6年度「消費者大学校大学院『エシカル消費コース』」開催状況

近年の複雑・多様化する消費者問題に対して、消費者自身の対処能力と消費者教育を行う指導力を身につけ、地域における消費者活動の指導者の育成を目的として、県民を対象とした「消費者大学校大学院『エシカル消費コース』」を開講しました。

年月日（配信期間）	講座名	入学者数
令和6年9月6日～令和6年10月4日 毎週火曜日 計5日間	消費者大学校大学院「エシカル消費コース」	15名

#### (4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策

##### ①徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定状況（令和7年3月31日現在）

産業廃棄物の処理に関し、高い遵法意識を持って適切な処理を行い、地球温暖化などの環境問題にも積極的に取り組む優良な産業廃棄物の処理業者を「徳島県優良産業廃棄物処理業者」として認定しています。

認定区分	認定者名	所在地
★★★	(株)旭金属	徳島市東沖洲一丁目12番地
★★★	旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の久保13番地4
★★★	(株)イージーエス	愛媛県新居浜市新田町三丁目1番39号
★★★	キカワ鋼業(株)	徳島市不動西町二丁目1558番地の1
★★★	(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市徳島本町二丁目16番地
★★★	ジャパンウェイト(株)	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21番地
★★★	東條商事(株)	徳島市城東町一丁目1番5号
★★★	(株)徳島機械センター	徳島市丈六町森ノ木9番地1
★★★	徳島リサイクル工業(株)	阿波市阿波町五明141番地の1
★★★	バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮74番地2
★★★	バンドウリメイク(株)	徳島市入田町月ノ宮74番地2
★★★	三木資源(株)	徳島市昭和町八丁目27番地
★★	(有)あけぼの清掃	名西郡石井町高川原字天神177番地の3
★★	(有)荒木商店	徳島市洪野町楠木野旗9番地
★★	阿波バラス(株)	徳島県吉野川市鴨島町鴨島151番地の1
★★	(株)オオタ	徳島市西新浜町二丁目22番地
★★	(有)大塚クリーンリネス	阿波市阿波町北正広183番地
★★	(株)折口組	徳島県徳島市国府町和田字表1番地の7
★★	(有)佐々木エンジニア	徳島市国府町観音寺602番地の10
★★	(株)山興建設	阿波市市場町上喜来字南久保650番地1
★★	四国リサイクル(株)	名西郡石井町高川原字高川原1696番地の1
★★	津崎興産(有)	名西郡石井町藍畑字西覚円941番地
★★	徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町三丁目1704番地の1
★★	徳建産業(有)	板野郡松茂町笹木野字八北開拓277番地
★★	(有)徳雄産業	徳島市国府町矢野708番地
★★	(株)日徳	阿南市橘町南新田10番地29
★★	(株)フジゲン	徳島市東沖洲二丁目35番地
★★	(株)丸八木村商店	吉野川市鴨島町鴨島652番地の1
★★	マルワ環境(株)	徳島市川内町平石夷野35番地の1
★★	(有)みどり清掃	徳島市南島田町三丁目21番地1
★★	宮崎基礎建設(株)	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1
★★	(有)リフレッシュ阿南	阿南市下大野町太平267番地の3
★★	(有)若木建設	徳島市津田海岸町1136番地2
★★	ワコウクリーンサービス(株)	徳島市中前川町五丁目1番地の254
★	(有)金村商店	小松島市赤石町4番13号
★	川瀬純平（羽ノ浦環境サービス）	阿南市羽ノ浦町中庄川ノ東167番地3
★	岸小三郎（四国メディカルトリートメントセンター、正和産業）	徳島市不動東町三丁目902番地の2
★	(有)ケイエムヤハタ	徳島市応神町吉成字前須27番地9
★	松浦開発興業(株)	板野郡板野町大寺字岡ノ前155番地の3
★	ミュージズ(株)	徳島市津田西町二丁目4番21

(注)

第3区分(★★★)：産業廃棄物の適正処理及び環境問題等に、特に積極的に取り組んでいる処理業者

第2区分(★★)：産業廃棄物の適正処理に積極的に取り組み、環境問題等にも取り組んでいる処理業者

第1区分(★)：産業廃棄物の適正処理に積極的に取り組んでいる処理業者

②災害廃棄物発生量、津波堆積物発生量の推計（t）

	災害廃棄物発生量	津波堆積物発生量
徳島県合計	15,321,804	4,833,600

（注）徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）、徳島県津波浸水想定を基に、「災害廃棄物対策指針 技術資料（環境省）」による推計方法により算出（平成 27 年 3 月徳島県災害廃棄物処理計画策定時点）

### 3 癒しの郷とくしま

#### (1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

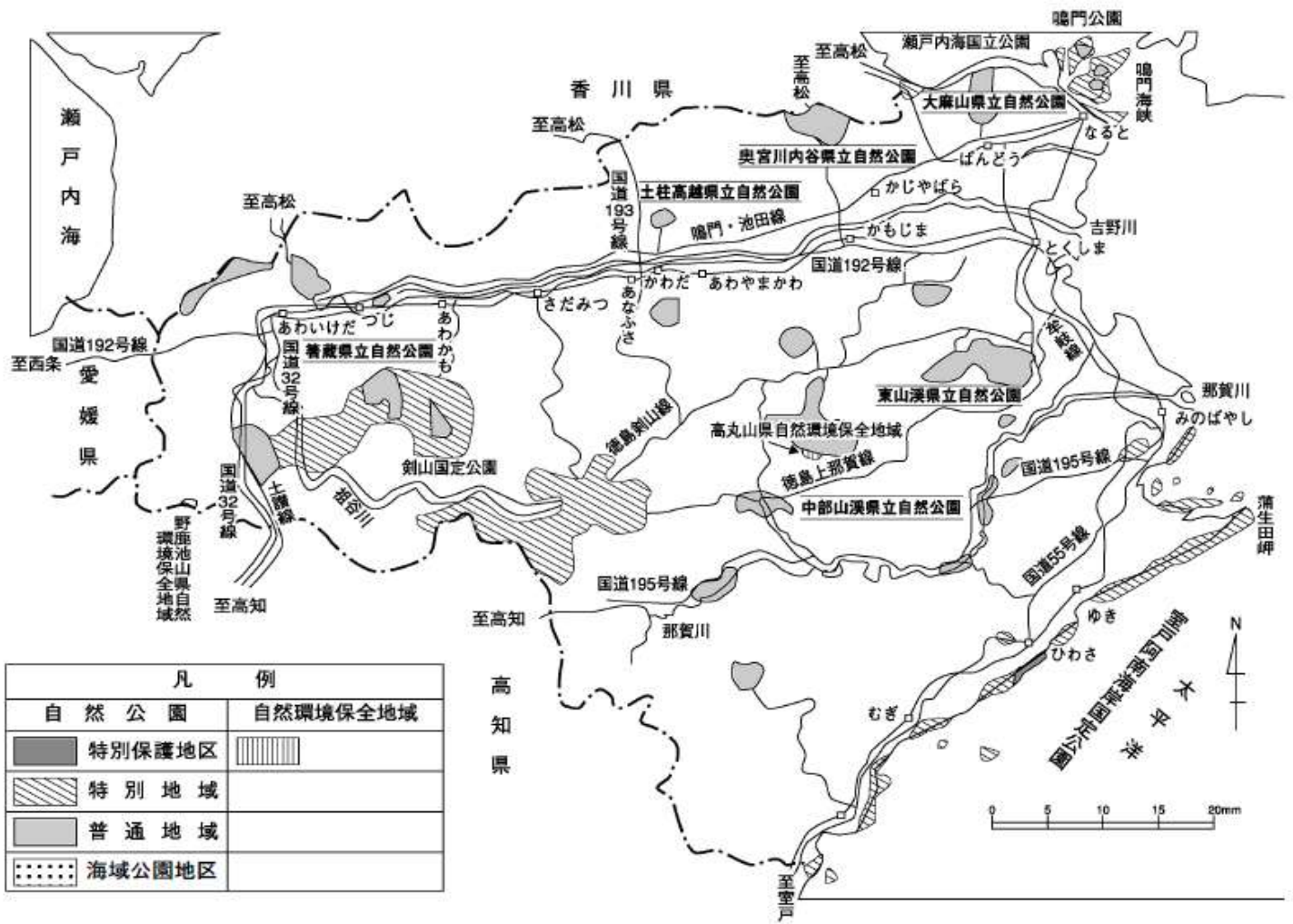
##### ①自然公園一覧 (単位：ha)

すぐれた自然の風景地を保護するため、国立公園、国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域（以下「自然公園等」という。）を次のとおり指定しています。

公園名	面 積						指定年月日	
	特別保護 地 区	特別地域				普通地域		合計
		第1種	第2種	第3種	計			
瀬戸内海 国立公園		2	680	199	881	657	1,538	昭和 25 年 5 月 18 日
小 計		2	680	199	881	657	1,538	
剣山国定公園		1,240	3,218	11,522	15,980	2,196	18,176	昭和 39 年 3 月 3 日
室戸阿南海岸 国定公園	92	64	1,480	2,087	3,631	22	3,745	平成 17 年 7 月 8 日
(阿波大島 海域公園地区)	(15.5)							昭和 46 年 1 月 22 日
(阿波竹ヶ島 海域公園地区)	(9.9)							昭和 47 年 10 月 16 日
小 計	92	1,304	4,698	13,609	19,611	2,218	21,921	
箬蔵県立 自然公園						1,183	1,183	昭和 42 年 1 月 1 日
土柱・高越 県立自然公園		4	79	244	327	1,091	1,418	平成 17 年 4 月 1 日
大麻山 県立自然公園						1,309	1,309	昭和 42 年 1 月 1 日
東山溪 県立自然公園			47	12	59	4,373	4,432	平成 17 年 4 月 1 日
中部山溪 県立自然公園			34	166	200	5,380	5,580	平成 18 年 3 月 3 日
奥宮川内谷 県立自然公園						1,325	1,325	昭和 42 年 1 月 1 日
小 計		4	160	422	586	14,661	15,247	
合 計	92	1,310	5,538	14,230	21,078	17,536	38,706	

##### <当初指定年月日>

瀬戸内海国立公園	昭和 9 年 3 月 16 日
室戸阿南海岸国定公園	昭和 39 年 6 月 1 日
土柱・高越県立自然公園	昭和 42 年 1 月 1 日
東山溪県立自然公園	昭和 42 年 1 月 1 日
中部山溪県立自然公園	昭和 42 年 1 月 1 日



②自然環境保全地域 (単位 : ha)

自然環境保全地域名	面 積			指定年月日
	特別地区	普通地区	合 計	
高丸山	20.5	8.5	29.0	昭和 52 年 3 月 11 日
野鹿池山	2.0	8.0	10.0	昭和 57 年 1 月 29 日
合 計	22.5	16.5	39.0	

### ③自然公園内許可等件数 (単位：件)

自然公園法、徳島県立自然公園条例及び徳島県自然環境保全条例に基づき、自然公園等の区域内においては、その区域の風致景観を保全するため、各種の行為（工作物の新改増築等、木竹の伐採、土石の採取等）の規制を加えています。国立、国定公園の特別地域内の行為については自然公園法施行規則第 11 条によって、許可、不許可の判断がなされており、大規模な開発行為（1 ha 以上の面的広がりをもつ開発行為等）については、事前に環境に及ぼす影響について総合調査を行うこととされています。

自然公園別事項別	剣山国定公園	室戸阿南海岸 国定公園	県立自然公園	計
特別地域許可	11	23	0	34
特別保護地区許可	0	0	0	0
海域公園地区許可	0	1	0	1
普通地域届出	1	0	4	5
特別地域内協議・普通地域内協議	7	0	0	7
特別地域内届出	0	0	0	0
計	19	24	4	47
公園事業認可・執行承認	0	0	0	0

### ④森林資源の現況

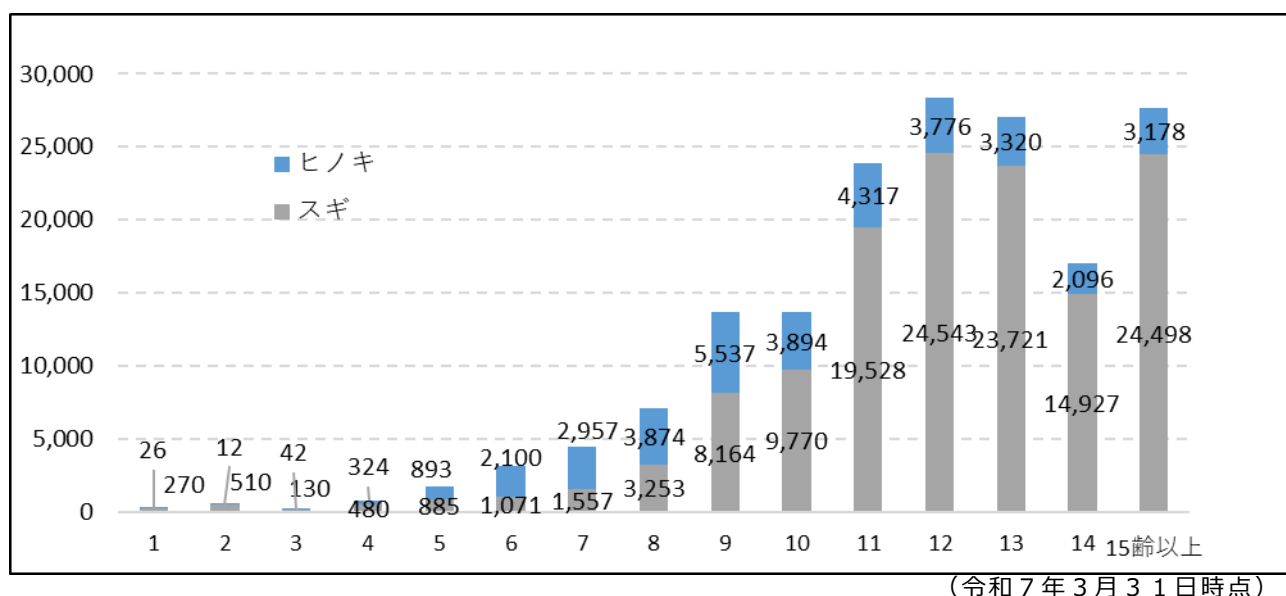
本県は、森林が県土の4分の3にあたる約 315,000ha を占める森林県です。森林は、木材生産はもとより県土の保全や水資源のかん養など、私たちに様々な恵みをもたらしています。最近では、二酸化炭素の吸収・固定、保健・文化・教育的利用、野生動植物の生息の場としての期待も高まっており、こうした森林の持つ多面的機能の発揮が強く求められています。

森林面積(ha)							森林率 (%) 計	民有林の森林蓄積(千 m <sup>3</sup> )			
国有林	公有林					私有林		計	人工林	天然林	計
	県	市町村	森林づくり 推進機構	その他	計						
18,600	5,855	9,605	10,106	13,325	38,891	257,306	314,832	76	107,479	12,987	120,466

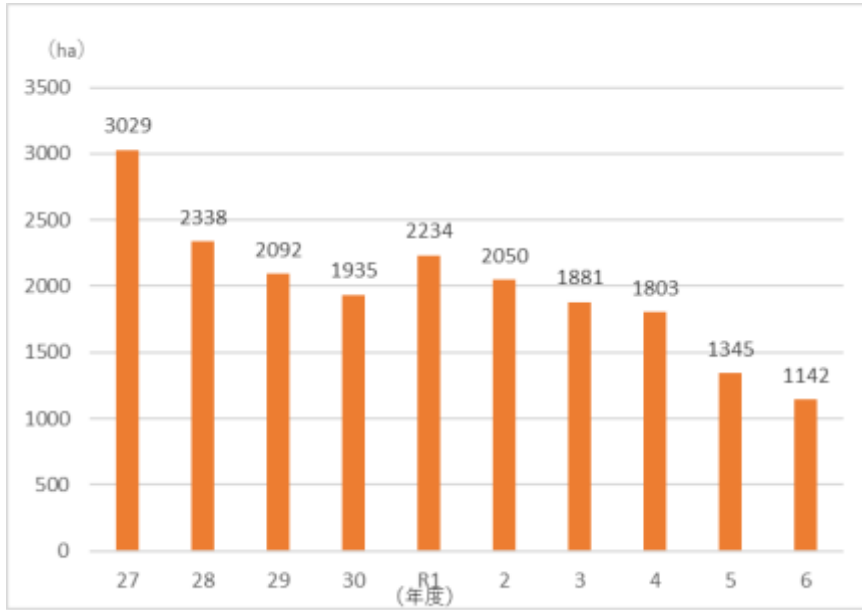
資料：林業振興課「森林資源現況表」R7.3.31 時点

※計画対象外森林が含まれているため、合計と一致しない。

### ⑤スギ・ヒノキ人工林齢級構成 (民有林)



⑥間伐実施面積の推移



⑦令和6年度末 保安林指定状況 (単位：ha)

水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能が特に高い森林を保安林に指定し、計画的な保安林整備を進めています。

区分	保安林の種類	面積
国有林	水源かん養保安林	17,977
	土砂流出防備保安林	377
	小計	18,354
民有林	水源かん養保安林	82,011
	土砂流出防備保安林	14,964
	土砂崩壊防備保安林	180
	その他	2,182
	小計	99,337
合計		117,691

⑧松くい虫の被害状況及び防除の推移

森林病虫害の被害は松くい虫によるものが多く、その被害材積は昭和56年度の37,340m<sup>3</sup>をピークに近年では500m<sup>3</sup>以下で推移しているものの、防潮、防風、風致などの機能を持つ松林にあっては、その保全が求められています。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被害状況 (材積：m <sup>3</sup> )	531	426	281	305	167	283	306	205	298	345	380	468
地上散布 (面積：ha)	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
被害木駆除 (材積：m <sup>3</sup> )	110	100	127	161	111	197	213	167	231	263	256	239

⑨令和6年度県設鳥獣保護区指定状況事由

鳥獣の保護を図るため、県民の理解のもとに県土の約6%にあたる53箇所26,244haを鳥獣保護区（国指定を含む）として指定しており、令和6年度には12カ所3,234haの更新を行いその保護を図っています。

	指定目的	名称	所在地	面積 (ha)		存続期間
				保護区	特保地区	
更新	身近な鳥獣生息地	中津峰	徳島市	131	22	R6.11.1～R16.10.31
更新	身近な鳥獣生息地	大神子	徳島市	850	186	R6.11.1～R16.10.31
更新	身近な鳥獣生息地	鶴林寺	勝浦町	66	0	R6.11.1～R16.10.31
更新	森林鳥獣生息地	あいあいらんど	那賀町	90	50	R6.11.1～R16.10.31
更新	森林鳥獣生息地	黒滝山	那賀町	125	80	R6.11.1～R16.10.31
更新	身近な鳥獣生息地	日和佐大浜	美波町	2	0	R6.11.1～R16.10.31
更新	森林鳥獣生息地	大滝山	美馬市	450	8	R6.11.1～R16.10.31
更新	森林鳥獣生息地	土釜	つるぎ町	77	0	R6.11.1～R16.10.31
更新	身近な鳥獣生息地	舞中島	美馬市	343	0	R6.11.1～R16.10.31
更新	森林鳥獣生息地	箸蔵	三好市	530	160	R6.11.1～R16.10.31
更新	森林鳥獣生息地	雲辺寺	三好市	100	0	R6.11.1～R16.10.31
更新	森林鳥獣生息地	竜ヶ岳	三好市	470	100	R6.11.1～R16.10.31
		12箇所		3,234	606	

⑩鳥獣保護区、同特別保護地区の指定状況（令和6年度末時点）

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣及びその生息地の保護を図る上で特に重要な地域については、その生息環境を保全するために、21箇所1,493haを特別保護地区（国指定を除く）として指定し、立木の伐採、工作物の設置等の行為を規制しその保全を図っています。

区分		県設鳥獣保護区 指定実績	同特別保護地区 指定実績	備考
森林鳥獣 生息地	個所数	28	13	他に大規模生息地の保護区として、国指定剣山系鳥獣保護区があります。 10,009ha（うち特別保護区1,006ha）
	面積	9,911ha	921ha	
集団渡来地	個所数	3	1	
	面積	643ha	153ha	
集団繁殖地	個所数	1		
	面積	170ha		
身近な鳥獣 生息地	個所数	19	7	
	面積	5,021ha	419ha	
希少鳥獣 生息地	個所数	1		
	面積	490ha		
計	個所数	52	21	
	面積	16,235ha	1,493ha	

### ⑪特定猟具使用禁止区域の指定状況（令和6年度末時点）

狩猟による危険等の予防のため、都市地域、学校や住宅地に近接した山野等を特定猟具使用禁止区域（銃器）に、多数の人の入り込みのある山野等を特定猟具使用禁止区域（くくりわな）に指定しています。

事由	個所数	面積(ha)	備考
指定	15	10,561	存続期間5年
累計	68	41,303	

### ⑫狩猟免許及び狩猟者登録状況（令和6年度末時点）（単位：人）

令和6年度における狩猟免許者数及び狩猟免許合格者数と狩猟者登録者数は、以下のとおりです。平成22年度から新規狩猟者の確保に向け狩猟免許試験の回数を増やすほか、試験日の休日開催を行っています。

免許の種類	狩猟免許者数	狩猟免許合格者数	狩猟者登録者数
網 猟	28	3	4
わ な 猟	1,803	123	1,193
第一種銃猟	988	42	814
第二種銃猟	42	1	48
計	2,861	169	2,059

### ⑬令和6年度自然公園等の整備事業

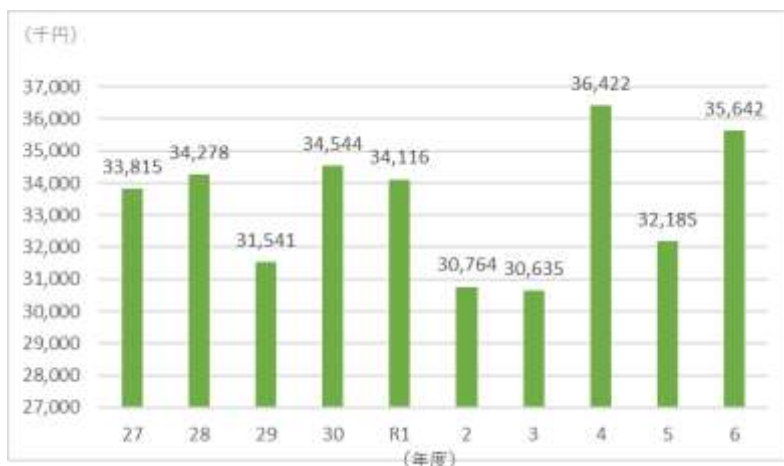
国立・国定公園の利用施設の整備等を、環境省自然環境整備交付金により実施しました。

公園名	事業概要	事業費(千円)
瀬戸内海国立公園	鳴門園地整備事業	16,603
室戸阿南海岸国定公園	蒲生田園地整備事業	2,277
計		18,880

## (2) 癒しの郷とくしまの創造

### ①緑の募金の推移

緑豊かな生活環境と健全な森林づくりを推進するため、「緑の募金」の促進を図るとともに、身近な緑の保全活動等を通じて、緑や森林に対する県民の理解と協力意識の高揚に努めています。



緑の募金の推移

## ②県営公園の設置状況（令和7年3月31日現在）

都市公園は、身近な緑の創出、レクリエーションやスポーツの場、都市災害における安全性の確保など様々な機能を有する施設です。

本県では、鳴門・大塚スポーツパーク（鳴門総合運動公園）、むつみパーク蔵本（蔵本公園）など県営8公園を含め、275公園（カントリーパーク含む）が開設しています。

名称	所在地	供用面積 (ha)
むつみパーク蔵本（蔵本公園）	徳島市庄町	9.1
新町川公園	徳島市藍場町外	3.8
鳴門・大塚スポーツパーク （鳴門総合運動公園）	鳴門市撫養町立岩外	25.6
日峯大神子広域公園	徳島市大原町籠山外	62.4
文化の森総合公園	徳島市八万町向寺山外	28.7
鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市鳴門町高島	22.5
月見ヶ丘海浜公園	板野郡松茂町豊岡	14.1
南部健康運動公園	阿南市桑野町桑野谷外	23.8
計		190.0

## ③天然記念物等数（令和7年3月31日現在）

本県における国・県の指定件数は、動物13件、植物62件、地質・鉱物11件であり、また、市町村指定の天然記念物の数も140件を超えています。その範囲は広域にわたっているものもあり、今後の保護行政の在り方は自然環境保全と密接に関連した重要な課題となっています。

		国指定	県指定	計
天然記念物	動物	10	3	13
	植物	11	51	62
	地質・鉱物	4	7	11
	計	25	61	86
名勝天然記念物		-	2	2

## ④風致地区の指定状況（令和7年3月31日現在）

風致地区は、都市における自然的環境を良好に保つために、樹林地、水辺等の自然的要素に富んだ地域等を都市計画法に基づき指定し、条例に基づき建築物その他工作物の建設や宅地造成、土地の開墾、建築物の色彩の変更、木材伐採等の行為に対し風致の維持のために規制を行っています。

都市名	風致地区の名称	面積 (ha)	指定年月日	令和4年度中の許可等の件数			許可等事務
				許可	通知	協議	
徳島市	眉山	794	S46.10.15	4	0	1	徳島市
	城山	21	〃	0	0	0	徳島市
	小松	25	〃	0	0	0	徳島市
	日の峰大神子	182	〃	2	0	0	徳島市
小松島市	日の峰大神子	78	〃	1	0	0	小松島市
	旗山恩山寺	112	〃	2	0	0	小松島市
	金磯弁財天	8	〃	0	0	0	小松島市
計	6	1,220		9	0	1	

### (3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造

#### ①徳島県版レッドリスト選定結果一覧

「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を野生生物に関心を持つ多くの県民の方に活用していただくために、徳島県版レッドデータブック・普及版を動物編（平成 14 年）と植物編（平成 15 年）に分けて発刊しました。

カテゴリー 分類群		絶滅		絶滅危惧			準絶滅 危惧	留意	計	
		絶滅	野生 絶滅	I類		II類				小計
				IA類	IB類					
脊椎 動物	哺乳類	0	0	2	0	0	2	4	2	8
	鳥類	1	0	9	19	32	60	29	11	101
	は虫類	0	0	0	2	1	3	4	1	8
	両生類	0	0	0	1	4	5	3	1	9
	淡水・汽水魚類	1	0	6	6	10	22	19	21	63
無脊椎 動物	昆虫類	3	0	9	31	53	93	31	4	131
	その他の無脊椎動物	0	0	9	19	15	43	33	31	107
維管束植物		13	4	377	174	146	697	94	74	882

#### ②指定について

平成 18 年 3 月に「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を制定し、また同条例に基づき、以下のとおり指定種等を指定しました。（令和 6 年 3 月 31 日現在）

指定期日	指定内容	
	指定の種類	指定種名
平成 19 年 9 月 7 日	指定希少野生生物	アカウミガメ、オヤニラミ、スナヤツメ、クチキレムシオイ、キリシマイワヘゴ、ジンリョウユリ、レンゲショウマ、キレンゲショウマ、スズカケソウ
平成 20 年 9 月 18 日	指定希少野生生物	タカネバラ
	希少野生生物保護区	旭ヶ丸
平成 22 年 9 月 24 日	指定希少野生生物	チョウジソウ、キバナノセッコク、アワムヨウラン
平成 24 年 3 月 30 日	指定希少野生生物	オオクグ
平成 30 年 2 月 15 日	指定希少野生生物	ルイスハンミョウ
令和 3 年 5 月 11 日	指定希少野生生物	ナルトギセル

### ③希少野生生物保護巡視員及び巡視団体

県内に生息・生育する希少野生生物の生息地等の巡視を行うため、巡視員等について県民から募集し、その中からふさわしい者を「希少野生生物保護巡視員」等に認定し、平成 19 年度からボランティアで、希少野生生物の生息地等の保護について協力いただいています。

巡視対象種名	巡視員（人）	巡視団体（団体数）
アカウミガメ	4	1
オヤニラミ	1	0
スナヤツメ	1	0
クチキレムシオイ	1	0
ルイスハンミョウ	0	0
キリシマイワヘゴ	2	0
ジンリョウユリ	1	0
レンゲショウマ	3	0
キレンゲショウマ	1	0
スズカケソウ	0	0
タカネバラ	1	0
チョウジソウ	1	0
キバナノセッコク	1	0
アワムヨウラン	0	0
オオクグ	0	0
旭ヶ丸希少野生生物保護区	0	0
計	17	1

## 4 県民主役とくしま

### (1) 県民主役の起点となる新たな拠点

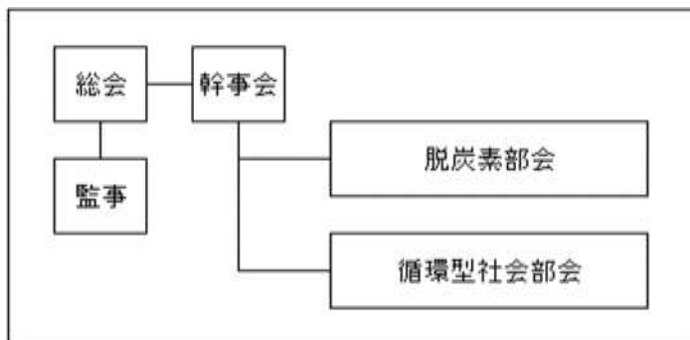
#### ①環境首都とくしま創造センター（エコみらいとくしま）の概要

サステナブル社会の実現を目指し、地球温暖化対策をはじめとした各種環境施策や環境活動を一元的にバックアップするとともに、環境学習や環境教育を総合的にサポートするための「産・学・民・官」の連携・協働による本格的な環境活動拠点として、平成22年4月に「環境首都とくしま創造センター（エコみらいとくしま）」を開設し、このセンターを中心に、県民総ぐるみによる環境活動や環境学習の推進に取り組んでいます。

開設時期	平成22年4月1日
開設場所	徳島市西新浜町2丁目3-102（平成29年4月22日移転）
面積・施設等機能	1階 事務室 53.0m <sup>2</sup> 、会議室 109.0m <sup>2</sup> 、エコカフェ 36.0m <sup>2</sup> 2階 会議室 100.0m <sup>2</sup> 駐車場 50台分
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県と特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センターが協働で運営</li> <li>・「環境学習・教育機能」、「普及啓発機能」、「環境活動支援機能」、「地域交流機能」、「地域防災機能」の5つの機能を一箇所に集約して、環境活動連携拠点として移転し、パワーアップオープンした。</li> <li>・子どもから高齢者まで、すべての世代が、気軽に環境について学べることや、あらゆる方々が、環境を合い言葉に、「集い・語らい・共に行動する」ことができる場を目指す。</li> </ul>
環境学習・教育機能 「学べる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とくしま環境県民主役講座を開設し、各種講座や体験型教室の開催。</li> <li>・出前授業の実施や環境アドバイザーの派遣。</li> </ul>
普及啓発機能 「伝える」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化防止」や「3R推進」等の啓発イベントの開催。</li> <li>・県内各地における移動パネル展の実施。</li> </ul>
環境活動支援機能 「拡がる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境普及啓発グッズや教材の貸出。</li> <li>・産・学・民・官が協働で実施する様々な環境活動の助言等、幅広く支援。</li> </ul>
地域交流機能 「集まる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境団体の研修会等に使用できる会議室貸出。</li> <li>・県民が気軽に交流できるオープンスペース「エコカフェ」の設置。</li> </ul>
地域防災機能 「備える」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時の一時避難所としてのスペースを確保。</li> <li>・一時避難所として防災用品の備蓄。</li> </ul>
地球温暖化防止活動推進センター機能	<p>本県における地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」、「調査・分析活動」「情報提供」「民間団体の活動支援」等を総合的に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化防止活動推進員等の活動支援</li> <li>・家庭部門や民生業務部門での温室効果ガス削減活動を支援</li> <li>・「クリーンエネルギーの導入」「低炭素交通システムの推進」「カーボンオフセットの推進」等の活動支援</li> </ul> <p>※地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発等の推進主体として「特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センター」を地域・地球温暖化防止活動推進センターに指定。</p>
気候変動適応センター機能	<p>気候変動のリスクの低減やプラス面の効果的な活用を強力に推進するため、地域の気候変動に関する情報の収集、普及啓発等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動適応に関する情報の収集、整理分析及び提供</li> <li>・国立環境研究所及び県内の研究機関等との情報共有</li> <li>・県民や事業者への普及啓発</li> </ul> <p>※気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する情報収集及び普及啓発等の推進主体として、「特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センター」を地域気候変動適応センターに指定。</p>

## ②徳島環境サステナブルネットワーク

徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成 12 年 1 月 29 日に「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、それぞれの役割に応じて積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的として、「徳島環境サステナブルネットワーク」が設立されました。



会員数	185
市民・民間団体等	55
事業者・事業者団体等	74
マスコミ等	4
行政機関	38
学識経験者	14

令和 7 年 3 月 31 日現在

## ③県内のアドプト・プログラムの実施状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

アドプトとは英語で“養子縁組”を意味する言葉で、この制度は、地元の企業や団体が、自分たちの周りにある道路や河川、公園といった公共物の一部を担当し、空き缶拾いなどの清掃活動を行うことで、きれいな環境を創り出そうとする、アメリカで考え出された制度です。アドプト活動は、子どもからお年寄りまで、誰もが簡単に参加できることから、ボランティアを始めるきっかけとなったり、ゴミ処理やゴミ袋の提供等については市町村や国・県など行政機関が役割分担することから、ボランティアをする住民と行政が互いに助け合いながら、地域をきれいにしたりするといった官民協働の取組として定着しています。

場所	団体数	登録人数(人)	コーディネーター
吉野川	128	12,826	吉野川交流推進会議
那賀川	27	944	アドプトネットワーク那賀川
県管理道路	254	5,899	徳島県県土整備部高規格道路課
県管理河川	55	2,568	徳島県県土整備部河川政策課
港湾	23	1,033	徳島県県土整備部港湾政策課
公園	9	189	徳島県県土整備部都市計画課
国管理道路	98	4,045	国土交通省徳島河川国道事務所

## ④自然観察会等の実施状況

環境保全に対する県民意識を高め、環境保全活動への参加を促していくためには、長期的な視野に立った環境教育や環境学習の推進が必要です。本県では、県民・事業者・行政が連携・協働して環境学習を総合的・体系的に進めるため、「徳島県環境学習推進方針～とくしま環境学びプラン～」を平成 17 年 12 月に策定しました。佐那河内いきものふれあいの里は、指定管理者である NPO 法人大川原が自然観察指導員による自然環境学習を実施しています。その内容としては、野鳥の観察会、低山ハイキング、動植物の観察など様々なメニューがあります。また、小中学校や民間団体などに対する環境学習も行っています。

学習内容	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
自然観察会	13	115	25	106	22	180	22	272	19	257
団体等観察会	7	140	4	153	10	289	15	312	8	202
計	20	255	29	259	32	469	37	584	27	459

#### ⑤令和6年度徳島県環境アドバイザー派遣状況

環境に関する専門家を環境アドバイザーとして任命し、県民や事業者の皆さんが自主的に実施する講演会や学習会、地域活動などに派遣しています。令和6年度は55名の方を環境アドバイザーとして任命し、75回派遣しました。

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
53	1,365	50	1,122	107	4,978	106	4,088	75	2,542

#### ⑥令和6年度とくしま環境学講座開催状況

サステナブル社会の実現に向け、産学民官が連携・協働し、県民総ぐるみで環境活動に取り組むため、その主体となる、環境に関する高い意識と行動規範・実践力を持つ人材を養成するため、県民を対象とした「とくしま環境学講座」を開講しました。

講座名	参加者数
とくしま環境学講座「親子環境学習」	141名
とくしま環境学講座「環境学習出前授業」	3,226名

⑦公害の種類別苦情件数の推移 (単位：件)

本県では、県から一方的に情報提供するだけでなく、様々な媒体や機会を通じて環境情報の収集に努め、各施策に反映しています。県民の皆様がお困りの環境問題には迅速、かつ適切に対応する必要がありますので、県（環境管理課、環境指導課、各総合県民局）及び市町村に公害苦情相談窓口を設けて、対応しています。

年度	合計	典型 7公害	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音・振動			地盤 沈下	悪臭	典型 7公害 以外
						計	騒音	振動			
平成元年度	405	337	78	64	3	94	84	10	0	98	68
2	417	317	68	47	1	110	101	9	0	91	100
3	401	303	69	46	2	87	79	8	0	99	98
4	534	385	105	84	0	100	95	5	0	96	149
5	477	278	54	68	0	72	66	6	0	84	199
6	428	337	104	66	0	77	68	9	0	90	91
7	364	298	92	58	0	69	63	6	0	79	66
8	456	365	120	56	1	77	68	9	0	111	91
9	416	357	129	66	2	69	64	5	0	91	59
10	488	395	189	55	2	59	52	7	0	90	93
11	446	367	183	77	2	43	38	5	0	62	79
12	540	407	172	65	0	65	60	5	0	105	133
13	609	449	238	79	8	59	55	4	0	65	160
14	499	355	143	48	4	48	42	6	0	112	144
15	569	430	161	81	4	48	43	5	1	135	139
16	500	398	136	75	1	59	53	6	0	127	102
17	551	443	198	116	3	48	42	6	0	78	108
18	583	447	172	118	5	79	71	8	0	73	136
19	545	387	156	103	3	54	49	5	1	70	158
20	505	327	117	93	1	60	57	3	0	56	178
21	567	360	138	74	2	58	51	7	1	87	207
22	567	289	106	41	2	66	57	9	1	73	278
23	599	313	138	68	0	53	49	4	0	54	286
24	570	283	110	65	1	61	55	6	0	46	287
25	502	272	114	62	6	53	49	4	0	37	230
26	543	304	111	78	0	52	47	5	0	63	239
27	492	256	81	66	1	49	45	4	0	59	236
28	427	209	59	62	0	51	45	6	0	37	218
29	473	248	88	60	2	52	47	5	0	46	225
30	475	268	103	57	2	58	56	2	0	48	207
令和元年度	539	261	108	50	2	46	43	3	0	55	278
2	626	319	137	52	2	65	60	5	0	63	307
3	527	295	131	48	3	60	56	4	0	53	232
4	459	256	114	45	0	58	56	2	0	39	203
5	476	275	116	40	1	60	56	4	0	58	201
6	432	224	85	38	2	50	48	2	0	49	208

## ⑧徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会の開催回数と評価課題数

徳島県立保健製薬環境センターでは、試験研究を効率的かつ効果的に実施するため、専門分野の異なる学識経験者等7名で構成される委員による試験研究評価を実施しています。評価結果は、試験研究が社会的ニーズを的確に反映したものになるよう、研究内容の改善、見直しに活かされています。また、評価内容については、徳島県立保健製薬環境センターホームページで公開しています。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
評価課題数(合計)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
環境に関する課題数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

年度	R6
実施回数	1
評価課題数(合計)	4
環境に関する課題数	2

## (2) 事業者における環境配慮の適切な実施

### ①自然環境調査に基づく事業計画策定地区数

公共工事の実施にあたっては、環境の専門家からなる第三者機関として設置している「土木環境配慮アドバイザー」や「徳島県田園環境検討委員会」に指導・助言を求め、環境に配慮した事業の推進に取り組んでいます。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地区数	9	8	6	8	6	3	2	3	0	0	1	1	5
累計	9	17	23	31	37	40	42	45	45	45	46	47	52

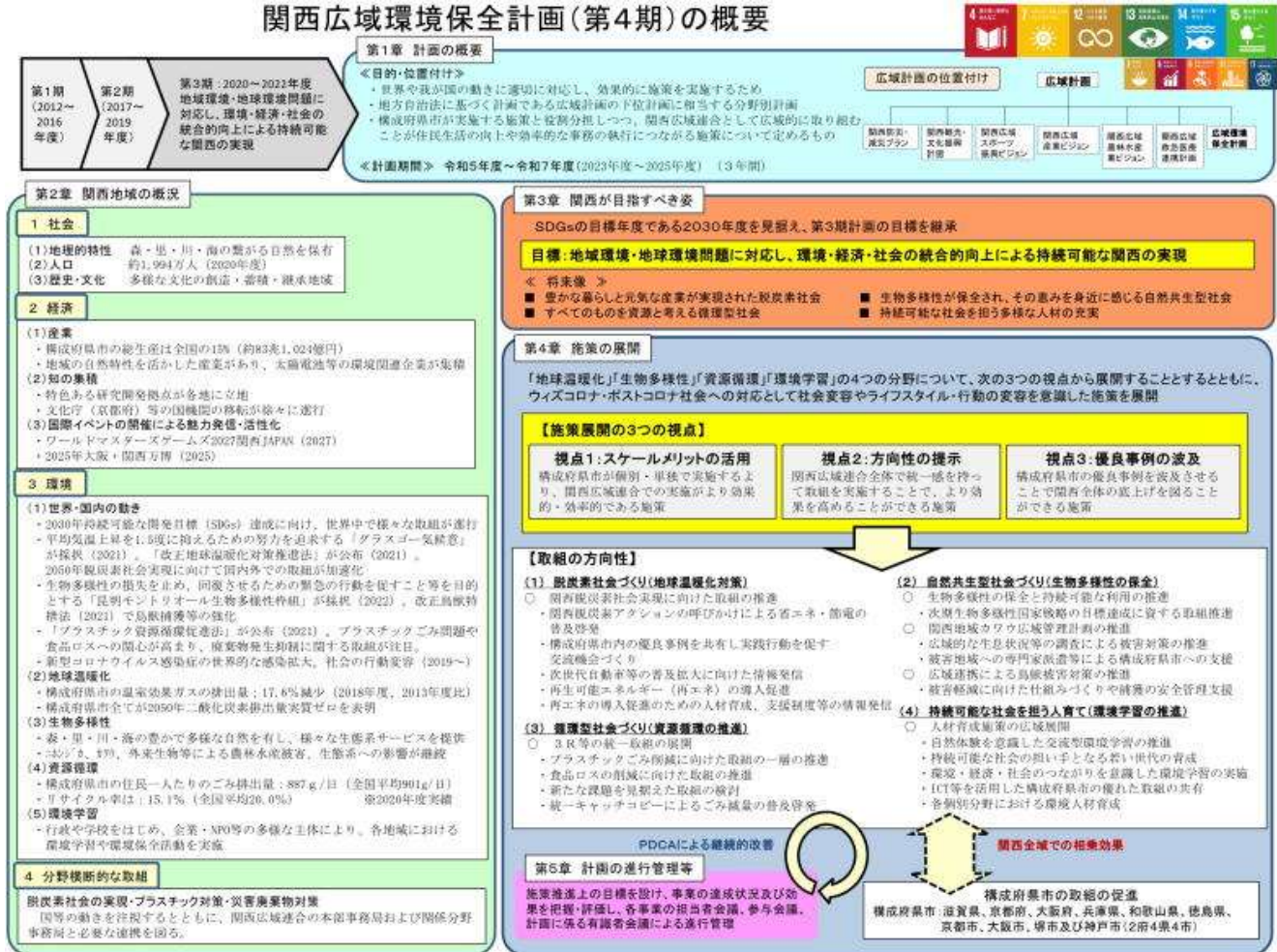
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
地区数	2	5	2	2	3	5	3	2	3	1
累計	54	59	61	63	66	71	74	76	79	80

# (3) 広域的な環境保全対策

## ① 関西広域連合における取り組み

関西広域連合では、世界や我が国の動きや社会情勢の変化等に適切に対応し、効果的に施策を実施するため、関西広域環境保全計画（第4期）を令和5年3月に策定しました。計画期間は、これまでの計画の考え方を踏襲し、SDGsの大きな目標年にもなっている令和12年（2030年）を見据えつつ、広域計画の計画期間と整合を図ることとし、令和5年度から令和7年度までの3年間としています。

### 関西広域環境保全計画（第4期）の概要



**徳島県環境白書**  
**～令和7(2025)年度～**  
**令和8年3月**

発行：徳島県生活環境部サステナブル社会推進課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2334 ファクシミリ：088-621-2845

ホームページアドレス：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankoubutu>